

## 「神奈川県生物多様性地域戦略（仮称）骨子（案）」に関する意見及び意見に対する県の考え方

### 1 意見募集期間

平成 27 年 10 月 9 日～11 月 8 日

### 2 意見募集の結果

意見の件数 211 件（109 者）

#### [意見の内訳]

内 容	件数
ア 地域戦略の基本的な考え方について	37
イ 課題への取組について	86
ウ その他	88
合 計	211 件

#### [意見の反映状況]

内 容	件数
1 素案に反映した（している）意見	75
2 今後の参考とする意見	85
3 素案に反映できない意見	19
4 その他	32
合 計	211 件

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
1	ア	生態系サービスで災害を軽減することに触れられていたが、生物多様性と防災との兼ね合いについて、難しいと思うが、どこかで触れる必要があると思う。	2	序章において、生態系サービスの事例として災害の軽減に触れていますが、御指摘の視点につきましては、地域戦略を推進していく中で、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、山地災害の防止など森林の持つ多面的機能の高度発揮のため、治山事業の推進など、必要な施策を推進しております。
2	ア	本地域戦略ではこれまでの「みどりの量」から「みどりの質(多様性)」への方針転換をより分かりやすい解説することが重要と考える。特に、生物多様性の中では「遺伝子レベルの多様性」の説明に力点を置くことが肝要と考える。(例:在来種による緑化として「外国産のヨモギ」を安易に導入したり、「ホタルの里づくり」と称して地域外のカワニナを導入するなどの誤った保全活動を防止するために)	2	遺伝子の多様性については、科学的な知見なども十分でないことから、今後の課題であると考えております。
3	ウ	アンケートの結果とのことだが、生物多様性を知っている県民の割合が45.8%もあるのか。	4	インターネットを活用したアンケートにおいて、201件の回答を得ています。調査回答の選択肢を、生物多様性を知っている、聞いたことがあるが意味は知らない、知らない、といった3段階としており、「知っている」と回答した者の割合は、45.8%でした。
4	イ	一般的に、生物多様性と聞いて、全てを理解している人は少ないと思います。生物多様性を説明するときには、できるだけ具体的な例を示すことがよいのではないのでしょうか。特に、自然を壊す側である企業に、いかに理解してもらうかが大事だと思います。地域戦略では強制力がないので、法規制とうまくリンクさせて、施策を進めていければよいと思います。	2	県民や企業など様々な主体において生物多様性への理解と保全のための行動が促進されるよう、生物多様性に関する情報をわかりやすく提供してまいります。
5	ウ	環境ホルモンについて、生物多様性では、条約などでどのように考えられているか。人の手で制御することも必要かと思うがどうか。	4	環境ホルモンは、環境中にある化学物質が体内に取り込まれ、ホルモン作用(内分泌作用)を乱す作用が働くものですが、国家戦略で整理されている「4つの危機」のうち、「人間により持ち込まれた危機」として外来生物とともに化学物質について言及されております。 環境ホルモンによる生態系への影響等は、まだ不明な点も多く、研究が進められている段階です。環境ホルモンによるリスクを避けるためには、不用意に環境中に化学物質を出さないようにすることが必要と考えられます。

意見の内訳(意見分類) ; ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分) ; 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
6	イ	「3.11の教訓」を生かして、「緑の機能」の1つとなる「防災・減災機能」についても、地域戦略に積極的な姿勢で対応して欲しい。	2	序章において、生態系サービスの事例及び「緑の基本計画策定(改定)時の配慮として望まれること」の中で防災等に触れていますが、御指摘の視点につきましては、地域戦略を推進していく中で、今後の参考とさせていただきます。 なお、県では、山地災害の防止など森林の持つ多面的機能の高度発揮のため、治山事業の推進など、必要な施策を推進しております。
7	ウ	食料の多くは、自然界に存在する種を品種改良したものであること、森林により気候緩和や水質浄化、洪水などの局所災害が緩和されることなど、生物多様性は、私たちの生命や暮らしと密接に関わっています。(生物多様性 災害緩和についての関係の流れが、伝わりにくい ため、水源かん養などの災害緩和に至る説明が必要ではないか。)	1	序章の「2(1)生物多様性がもたらす恵み」において、「森林は、洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養の働き、山の侵食を防ぎ土砂災害を軽減する働きを持っています。」と表現の見直しをしました。
8	ウ	生物多様性という難しいテーマに真摯に取り組んでいる姿勢に敬意を表します。こういうことこそ、行政が取り組むべき政策だと思います。骨子案を読み、改めて神奈川県は自然が豊かなのだと思いました。地域戦略の策定により、豊かな自然がずっと残ることを期待します。	4	本県の変化に富んだ多様な生態系を保全するため、地域戦略の着実な推進を図ります。
9	ア	この戦略は、目指ものの具体性がない上、「生物多様性」という概念も定かでない言葉を乱発している。課題とされている2点も説明になっていない。企業が緑地やビオトープを作るのが生物多様性か。多様性の保全は、従来からその地域に存在する生物や生態系を保全することだ。この骨子案程度の課題認識では戦略などない方がよい。また、科学的知見の蓄積を課題としているが、県の研究機関がシンクタンクとして活動してきたならば、研究成果を基にした具体的な内容の解決上の支障が課題だろう。戦略の体をなしておらず、低レベルだ。	4	地域戦略では、生態系の保全に着目して県土のエリア区分に応じた課題を整理するとともに、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標に、現状と課題を整理し、課題への取組を進めていくこととしております。

意見の内訳(意見分類) ; ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分) ; 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
10	ア	みどり計画は森林の育成や地域緑地の確保など、わかりやすい目標があったのに対し、この戦略は「生物多様性」という言葉で目標をぼやかし、自然環境保全の観点から明らかな後退が見られる。そもそも、遺伝的な差まで多様性と捉えるのならば、個体差があれば十分ということになる。もし、戦略と称するならば、希少種の保護、生態系の保全といった点に戦略目標を限定した方がよい。生物多様性は、地域の条件と時間の経過とともに変遷するため、一概に保全するという表現はありえない。時間軸まで考えるならば、生物は自然に多様化する。特定の時点で、その際に存在する生物の都合で固定しようとするのは生物多様性には逆行する。一定の年代と地域に限定して、固有種を保存するための働きかけをすれば、種や、生態系のバリエーションは増えるかも知れないが、そうする必要はない。これまでどおり、みどり計画に基づいて自然環境保全を進めた方がよい。	3	生物多様性基本法が掲げる「生物多様性の保全と持続可能な利用」のもとにある考え方は、「自然との共生社会を実現する」というものです。地域戦略は、生物多様性基本法に基づき策定するものであり、生態系の保全に着目して取組を推進することとしております。また、神奈川みどり計画における「みどり」の概念は生態系の概念に近いことからこの計画を継承するものとし、これまでの取組も含めて地域戦略に位置付け、着実な推進を図ります。
11	ウ	生物多様性は、人間に都合が悪くならない状況を維持しましょう」という人間本位なのです。種が絶滅しそうなことや、生態系が破壊されそうになっていることは、皆人間のせいです。だから、生物が多様であることを望むならば人類の数を減らさなければならない。でも人類の数が増えて一方でしょう。その点に目をふさいで生物多様性がどうのというのはそもそも根本を理解していないように思います。	4	生物多様性の保全の考え方には、これを保全するとともに、持続可能な利用に取り組むという考え方が基本にあります。県民や事業者などが日々の生活や事業活動において、生物多様性の保全や配慮をしていくことが重要と考えております。
12	ア	現在の骨子案では具体的な中身がなく、以前の神奈川みどり計画を続ける方がよいように思います。 生物多様性は現行の環境基本計画にも盛り込まれた概念で、今頃、戦略を作っている神奈川県はむしろ遅れています。行政自体の認識が低く、まったくもって危機感がない。お役所仕事の典型です。 外来種問題などは深刻な状況で、温暖化などによる生態系の破壊も看過できません。戦略ではこれらの点についてすでに積み上げられている知見をもとに、具体的対策を示すべきです。	2	生態系の保全に着目したエリア別の課題を踏まえ、外来生物の防除対策を始めとする取組を記載しました。 なお、特定外来生物であるアライグマにつきましては、県が外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、市町村と連携して捕獲等の対策を進めるとともに、モニタリングに基づく効果検証と対策の見直しを行っております。 また、地球温暖化につきましては、県では「神奈川県地球温暖化対策計画」に基づいて対策を進めており、今後、地域戦略と相互に連携して取組を進めてまいります。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
13	ア	本県の地域戦略の策定順位が「環境先進県」にも関わらず、全都道府県のほぼ最後尾に位置することを残念に思う。一部の自治体では既に第一次改訂を完了した自治体も散見される。 「迅速性」を重視して戦略の策定を優先して、不具合についてはPDCAサイクルによる改善する手法を選択すべきである。	2	地域戦略を長期計画として策定する自治体が多い中、本県では平成28年度を初年度とする5年間の比較的短期間の計画としています。 国の動向も踏まえつつ、評価と検証を行い、次期戦略を策定していきたいと考えております。
14	ア	第1章4(2)庁内推進体制について、各施策ごとに庁内他組織との関連を明確にする。そのことによって相手組織を含めた意識の強化に役立つ。	1	第1章の「4 地域戦略の推進」の中で、庁内連携会議などを活用し、各取組を所管する関係課において情報共有や調整を行い、庁内各課が連携を図りながら地域戦略の推進に取り組んでまいります。
15	ア	毎年度の計画・施策・評価をどのように県民向けに公表するか明示されたい。	2	地域戦略の取組状況等の公表につきましては、出来るだけわかりやすいものとなるよう、公表の内容、手法、頻度等を含めて検討してまいります。
16	ウ	新しく策定されることから、ボリュームがない。緑の基本計画の改定作業において、県の地域戦略の内容を盛り込んでいきたいと考えているため、予定されている図面なども含め、今後、どのように書き込まれていくのか、分かる範囲で教えて頂きたい。	4	県民の皆様などからいただいた御意見も踏まえ、骨子案を基本として、課題への取組に関する記載などを追加し、素案を作成しました。 今後、図面の掲載などについても検討してまいります。
17	ウ	県では様々な計画で子ども用の白書、プランを作っているが、大人に対してもそれで十分だと思う。(わかり易いものを作って欲しい)	2	地域戦略の策定にあたっては、出来るだけわかりやすい表現、記述に努めるとともに、今後、取組を進めていく中で、よりわかりやすい情報提供について検討してまいります。
18	ア	昭和40年代後半に進められた公害防止計画は、取組の上位計画として位置付けがされ、どんどん進んでいった。地域戦略もそのような位置付けが必要だと思う。	2	地域戦略は、県の諸計画との関係では、県の総合計画におけるエネルギー・環境の分野を支える個別計画として位置付けられており、生物多様性に関することは、この地域戦略に沿って諸計画とも連携しながら進めます。 また、市町村に対しては、法令上の上位計画ではありませんが、市町村における法定計画である緑の基本計画の策定指針として位置付けられます。緑の基本計画策定に当たっての市町村との協議などを通じて、市町村の計画への反映や市町村と連携した地域戦略の推進に努めてまいります。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
19	ア	実行計画がなければ、総論賛成で終わってしまうと思う。	2	骨子案では、主な取組について取組名のみを記載しておりましたが、地域戦略素案では、主な取組内容を記載しており、この地域戦略に沿って、具体的な取組を進めてまいります。 なお、地域戦略に位置付けられた取組の中で、個別の計画に基づいて実施されるものにつきまして、詳細は個別計画に記載されています。
20	ウ	「地域戦略」の位置付けを分かりやすく整理、表記してほしい。「国家戦略」、「かながわグラウンドデザイン」、「新アジェンダ」、「神奈川みどり計画」、「環境基本計画」、「都市緑地法等の各種法令」などとの各々の関連性を丁寧に解説してほしい。	2	諸計画との関係をわかりやすく図示するなど検討してまいります。
21	ア	取組について、例えば、里山保全などの取組など、県の取組と市町村の取組と重複するようなことも考えられるが、この戦略は、市町村向けなのか県民向けなのか、役割分担など、考え方があれば教えていただきたい。	4	生物多様性の保全につきましては、社会全体が必要を理解し行動することが必要と考えられるため、地域戦略は、県民、団体、企業、市町村を含む行政など様々な主体に向けて策定するものです。 なお、身近な自然環境の保全などについては市町村の役割が大きいことから、地域に密着した市町村の取組と県の広域性を活かし、市町村と情報を共有しながら、緑の基本計画の策定や連絡会議、個別の事業における調整等を通じて市町村と連携を図ってまいります。
22	ア	県の専門性、市町村の地域性を十分に発揮して欲しい。また、市町村との実践的な連携を望む(形式的な会議にならないよう望む)	1	第1章の「4 地域戦略の推進」の中で、地域に密着した市町村の取組と県の広域性を活かし、市町村と情報を共有しながら、個別の事業における調整等を含めて市町村と連携を図ってまいります。
23	ア	横浜市など、既に地域戦略を策定している自治体もあり、これらの市との連携や、市町村にブレイクダウンしていく必要があると思うが、緑の基本計画の所管課や生物多様性を所管する課など、どのように説明していくのか。	1	第1章の「4 地域戦略の推進」の中で、地域戦略の推進に関する市町村との連携体制を整えるとともに、既に地域戦略を策定・実行している市町村との連携を含め、緑の基本計画の策定や、個別の事業における調整等を通じて市町村と連携を図ってまいります。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
24	イ	市町村の取組について、県との協議がされる際、窓口となっている課から、関係各課への意見照会をするしくみなどが必要だと考える。	1	市町の緑の基本計画策定に際しては、都市公園の整備方針など、県と協議をすることを法で定められている項目以外についても、県の取組と整合を図る観点から、県庁内関係課にも意見照会をしてみました。 地域戦略策定後においても、第1章の「1(1)生物多様性地域戦略の位置付け」に示した、緑の基本計画策定の指針としての役割を踏まえ、引き続き、同様の手法により、協議をしていきたいと考えております。
25	ア	市町村との調整や市民、市民団体との連携はどのように行うのか。	4	市町村に対しましては、連絡会議や研修会などにより情報共有するほか、緑の基本計画の協議・調整や個別事業における調整等により連携を図ってまいります。 市民団体等との連携では、既に一部の緑地において県民協働による保全活動を行っています。 今後は、市町村や市民団体に対し、保全活動などの情報提供や、取組等の相談に対するアドバイスなどの支援をしてまいります。
26	ア	地域戦略の対象地域の確認だが、横浜市や川崎市も計画の対象地に入ると考えてよいか。	4	地域戦略は、横浜市や川崎市などの政令市も含め県全域を対象としています。
27	ア	地域戦略を既に策定している自治体との連携・調整も必要ではないか。	1	第1章の「4 地域戦略の推進」の中で示した市町村との連携体制を踏まえ、地域戦略の推進に当たっては、先行して地域戦略を策定している自治体を含め、市町村との情報共有と連携に努めてまいります。
28	ウ	神奈川みどり計画を包括する計画とする旨の説明があった。市町村としては、緑の基本計画に地域戦略の役割を持たせる考え方をするとところもあるが、単独で地域戦略を策定する場合、県の地域戦略との整合性はどのように考えればよいか。	4	生物多様性基本法では、地方公共団体の努力義務として地域戦略の策定を規定していることから、県・市町村が国家戦略の方向に沿って、基本法に基づく地域戦略を策定するものですが、市町村と県が連携して生物多様性の保全等に取り組むことができるよう、個別に御相談させていただきたいと考えております。
29	ウ	緑の基本計画を所管している事業課と政策課とがあり、意見照会については、両課からの回答が必要か。	4	市町村によって生物多様性を所管する課がないところもあります。また、地域戦略は、緑の基本計画の指針として位置付けることから、緑の基本計画の所管課はもちろん、環境に配慮した取組として都市整備などを所管する課などの意見を含め、幅広い観点から、市町村としての意見を賜りたいと考えております。

意見の内訳(意見分類) ; ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分) ; 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
30	イ	県の地域戦略であるが、具体的な取組みなど川崎や横浜に関する記述がない。川崎や横浜の戦略との関係性について記述しないと、体系的に不十分ではないのか。	2	地域戦略は県の策定する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画であることから、取組については、県の取組を記載しておりますが、川崎市や横浜市を含め、市町村と連携して地域戦略を推進していくこととしております。
31	ア	生物多様性地域戦略は「みどり計画」を包括的に承継するとされていますが、取組内容からすれば「丹沢大山自然再生計画」や、ニホンジカやニホンザルの保護管理計画、アライグマの駆除計画なども全部承継しているのではないのですか。 「みどり計画」を承継するというなら計画を総括し、問題点や成果を明確にしておくべきだと思います。戦略の2つの目標は、「みどり計画」で取り組んできた内容であり、「みどり計画」で取り組んできたことは何の役にも立っていないも同然だと思います。確保した緑地の維持管理の仕組みの構築、外来生物を駆除するための具体的計画の促進、獣害防止のための具体的な研究の推進等、もっと踏み込むべき問題があるはずです。私は「みどり計画」で達成できなかった問題の総括に基づき、より具体的な戦略を作成すべきだと思います。	2	御意見につきましては、参考とさせていただきます。 神奈川みどり計画は、市町による都市緑地法に基づく「緑の基本計画」策定の指針としての役割を有する計画であることから、地域戦略がこれを継承することを明示しております。 神奈川みどり計画の取組によって、県内のみどりの量は一定程度確保されましたが、今後は、確保したみどりの適切な維持管理や質の向上を図ることが必要と考えております。 こうした課題への取組も含めて、地域戦略では、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標に掲げ、丹沢大山自然再生などの取組を継続するとともに、生物多様性の保全のための行動促進などの新たな取組を進めていくこととしております。
32	ア	みどり計画の「みどりの役割と期待、課題」の項で、「1生物多様性の確保」が定められているが、どちらかといえば、生物多様性が従属的な位置づけとなっている。今回の「生物多様性地域戦略」にあっては、主役を生物多様性において、その目的を達成する手段の一つとして「みどり計画」を適合させる、と目的と手段を明示することを期待。	1	第1章の「1(1)生物多様性地域戦略の位置付け」において、生物多様性を主眼に置き、神奈川みどり計画の内容を包括的に継承する形としています。 具体的な取組につきましては、第3章「県土のエリアに即した取組」、「エリアをまたぐ取組」及び「生物多様性の保全のための行動の促進」に分けて記載しております。
33	ア	このような具体性のない戦略のせいで、みどり計画がなくなってしまうとは実に勿体ない。これまで取り組んできた、みどりの保全について、いったいどうなるのか心配になる。 森林再生50年構想や丹沢大山再生計画などで具体的知見に基づく取組を進めているのに、なんで今さら0に戻るようなことをしなければならないのか。はっきり言って県民への裏切りだと思う。 このような中身の無い取組を行うより、みどり計画の更新を希望する。	3	地域戦略は、神奈川みどり計画が取り組んできたみどりの保全も含めて、包括的に継承することとしております。 また、水源の森林づくり事業や丹沢大山自然再生計画など生物多様性に関わる既存の取組は、県土のエリアに即した取組として位置付けており、新たな取組と合わせて引き続き推進してまいります。

意見の内訳(意見分類) ; ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分) ; 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
34	ア	みどり計画と本計画との違いは何か、具体的に記述して欲しい。	2	本県が考える「みどり」と「生態系」は概念が近く、その役割を継承していくものですが、地域戦略では、神奈川みどり計画の対象としていなかった沿岸域も対象となります。 地域戦略において、その違いを記載はいたしません、みどり計画を包括的に継承するものとして、着実な推進を図ってまいります。
35	ア	『みどり計画の「みどり」が生物多様性の保全の対象となる生態系と近い概念』とあるが、「生態系」では、種の多様性、種内の多様性を重要視しており、「外来種」は良くないものとしてとらえられることが多い。みどり計画における「みどり」の考え方と矛盾が生じると考えられる。	4	外来生物に関して、神奈川みどり計画における「みどり」と地域戦略における生態系の間で考え方の矛盾はないと考えております。
36	ア	P12 イ 緑の基本計画などによる自然環境の保全 本計画は、県としての緑の確保の目標水準や配置計画もみどり計画から継承するものでしょうか。照会のあった骨子の段階ではそれが見えず意見が出せません。	4	緑の基本計画を策定または改定する際に望まれることとして、策定の考え方や手順などについて記載していますが、緑の確保の目標水準や配置計画を定めることは考えておりません。
37	ア	エリアごとの課題整理について、丹沢などとは違い、都市や里山などは状況がわかりにくく、二年ぐらいかけて詰めていく必要があり、何を指標としていくのか設定がなければ生物多様性が豊かかどうかはわからない。具体的な目標を掲げた戦略の策定はいつになるのか。	2	各エリアの現状と課題につきましては、これまでの県の取組を踏まえて再整理いたしました。 生物多様性の豊かさを定量的に評価することは難しいものとなることから、御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
38	ア	生物多様性の取組は世界にもあると思うが、神奈川県地域戦略には、例えばドイツの取組など、目指す姿があるのか。	4	地域の特性に応じて生物多様性の保全が図られるとともに、県民、企業、行政などが生物多様性への理解を深め、日常生活や事業活動において生物多様性の保全のための行動や配慮した行動がとられている状態を目指しています。
39	ア	戦略実施の上で、大きな予算が必要だろうが、新たな予算確保など難しい問題もある。関係課と連携していくとのことだが、県土や農政など、戦略における取組の体系図が示されると分かりやすく、安心感も持てるので、是非、検討いただきたい。	2	体系図の作成など取組の体系の示し方につきましては、検討してまいります。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
40	ア	生物多様性の分類を3つに分けているが、国際的には理解するが、地域においては神奈川県らしい分け方があるのではないかと。 また、序章の記述は、本県には関係なく(国際社会・日本の動向)、用語集にまわした方がよいのではないかと。	3	序章につきましては、生物多様性の概念がなじみにくいものであることから、その考え方や経緯などについて、地域戦略の前提となる基本的な情報として理解していただくために記載したものです。 また、生物多様性の3つのレベルを神奈川県独自に分類することは、検討しておりません。
41	ア	県土エリア区分については、検討委員会における「景観域」等の議論があったが、「生態系に着目した県土エリア」に落ち着いた経緯を解説して欲しい。	4	検討委員会における「景観域」は、骨子案の「主な生態系」に相当します。 その上で、地域特性に応じた生物多様性の保全を図るために「生態系に着目した県土のエリア区分」を行い、課題及び課題への取組を整理しております。
42	イ	P13「3 生物多様性の保全のための行動の促進」の取組については、県全域での取組であり、地域戦略の取組として重要なものなので、第3章の冒頭に持って来たほうがよいのではないかと。P3の2つの目的も含め、配置のご検討を。	2	変化に富んだ地形や気候、土地利用の状況に応じて、様々な生きものが生息・生育し、多様な生態系を構成している本県の特徴を踏まえ、生態系の保全に係る取組を記載した後に、「生物多様性の保全のための行動の促進」の取組を位置づけておりますが、「生物多様性の保全のための行動の促進」については、生物多様性の保全を進める上で基盤となる重要な取組として他の取組と同様に推進してまいります。
43	ウ	P9「1 県土のエリアに即した取組」以降について「ア 取組の方向性」と「イ 主な取組」を分けて記載する必要があるのでしょうか。内容が同じであり、イの説明をアでしているため、まとめてもよいと思います。	1	骨子案では、主な取組について取組名のみを記載していたため、具体的な取組が見えにくい記載となっておりますが、地域戦略素案では、第3章の課題への取組について、具体的な記載に改めました。
44	ウ	陸水生態系は河川(淡水)部分も含むと捉えているが、都市エリアにも鶴見川などの河川があるため、区分図(イメージ)上で、都市エリアの内陸部も着色すべきではないのか。	1	主な河川を着色するなど、第2章の「1(2)生態系に着目した県土のエリア区分」の図の見直しをしました。
45	ア	「河川・湖沼及び沿岸エリア」については、「陸水生態系と沿岸域」として他の5エリアに振り分けてはどうか。	3	水系を各エリアに振り分けるとの御意見ですが、山地から河口までのつながりを重視していることから、独立させて「エリア」を設定し、課題と課題への取組を記載することとしました。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
46	ア	「都市エリア」を「都市及び近郊エリア」にできないか。横浜などの高度に都市化された場所と里山・農地生態系が存在する場所など、自然環境にある程度の幅があると考えます。名称が都市エリアであると、里山・農地生態系が存在する場所がないと認識されてしまうのではないのでしょうか。	1	御意見の趣旨を踏まえて、第2章の「1(2)生態系に着目した県土のエリア区分」における「都市エリア」の名称を「都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)」に変更し、以降、各章で使用する名称を統一しました。
47	ア	エリア区分は県レッドデータブックのブロック区分を考慮して設定されているのか。	4	レッドデータブックのブロック区分は特に考慮していません。
48	ア	現状の自然環境に対する危機感が感じられません。国が、県がという行政所管はあるものの、神奈川県として何が問題か、何から優先して対応しなければ将来の県民生活が守れなくなる、という説得力が必要です。神奈川県としての意思が感じられません。	2	地域戦略素案では、神奈川県における生物多様性の現状と課題をエリアごとの課題や外来生物による生態系への危機、生物多様性の保全を進める上での課題に分けて整理し、課題への取組を位置づけております。 県民が、生物多様性の恵みを将来にわたり享受することができるよう、これらの取組の推進を図ってまいります。
49	ア	現状と課題( )に関する具体的な記述が不足している。 ( 例 ) 県内における「生物多様性の危機」にはどのようなものがあるのか。 どのような希少種がどのような理由で危機的状況にあるのか。 外来種問題としてはどのような種が問題となっているのか。 人間活動(環境へのはたらきかけ)による影響(増減等)があるのか。	2	現状と課題につきましては、これまでの県の取組を踏まえて記載を見直しましたが、地域戦略素案では、県の変化に富んだ多様な生態系を視点においた課題整理をしております。
50	ウ	骨子案にインターネットを利用したアンケート調査は、e-かなネットアンケートのことですね。私もアンケートに回答したから分かるのですが、このアンケート機能は同一人物が複数回、回答することが可能で、統計的有意性がないデータを使って地域戦略に書きこむのは著しく妥当性を欠きます。戦略では同じ方法で県民への意識の浸透を調査するつもりなのでしょうか。これを課題とするなら、無作為抽選で行う調査結果を示すか、モニターを選定した調査を行うべきです。	2	インターネットアンケートについては、「e-かなネットアンケート」による結果であることを記載の上、引用しました。 なお、地域戦略を推進していく上では、県民ニーズ調査を活用するなど、継続的な意識調査により統計確認していくことを検討しております。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
51	イ	地域戦略策定の基盤となる環境情報の1つとして、各種大規模開発事業(幹線道路事業、河川事業、リニア、ダム事業等)の環境影響調査データを活用して欲しい。密度の濃淡や偏りなどのデータ形式の問題はある。(元アセス調査技術者からの長年の経験を通して)	2	御指摘のデータにつきましては、事業実施区域周辺に限られ、調査時期・手法も様々であることなどから、基盤データとして活用することは技術的な課題も多いため、今後の検討課題とさせていただきます。
52	ア	千葉県では、生物多様性センターを設置して取組を推進しているが、神奈川県ではどうするのか。教育委員会や博物館など、行政施策と生涯学習を一体化させたセンター設置なども考えられる。自然環境の保全は、県全体で進めていかなければならないと考える。	2	教育機関や博物館は、地域戦略において環境教育・学習の推進や科学的知見の蓄積などの取組と関係が深い機関であり、市町村等も含めた関係機関との連絡・推進体制を整え、地域戦略の着実な推進を図ってまいります。
53	イ	地域における生物多様性の保全を推進するためには、科学的な知見を有し、様々な生物の情報を収集、保存、提供できる県立の施設である「生命の星・地球博物館」が主体的に関わることが最も効果的であり、必要なことではないかと考える。	1	第3章の「3(1)生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信」の取組として、博物館を始めとする各種機関等と連携して生物多様性に関する情報収集・共有に努めることや、「環境学習・教育の推進」の取組として、博物館等が行う県民向けの講座などの開催について、位置付けました。
54	イ	博物館を有効に使って欲しい。現在、植物誌2017を県博物館が策定しているが、平塚や相模原、厚木などの博物館や郷土資料館などが連携しているわけで、生物多様性の戦略についてもそのような連携とモニタリングが必要。例えば、野鳥で言えば、種数が10,20いるからいいというわけではなく、どの種が増えているのかといった質を含めたモニタリング体制をエリア全体でしていくことが必要だが、地域戦略の今後の見通しについてお尋ねしたい。	1	第3章の「3(1)生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信」の取組として、博物館を始めとする各種機関等と連携して生物多様性に関する情報収集・共有に努めることや、「環境学習・教育の推進」の取組として、博物館等が行う県民向けの講座などの開催について、位置付けました。
55	イ	県立博物館等が所有する生物情報等の積極的な活用や市町村とのデータ共有。(p8 関連)生物多様性の保全には、生物情報の収集と蓄積が科学的データとして重要となり、生物情報を県と市町村間において共有化することで、より詳しい地域の実態が把握できるようになる。	1	第3章の「3(1)生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信」の取組として、博物館を始めとする各種機関等と連携して生物多様性に関する情報を収集し、共有に努めるとともに、必要に応じ調査を行うことを位置付けました。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
56	ウ	8頁の「段階的」、「連携を深め」、「有機的につなげ」、「様々な取組」の中身は何か。	1	市町村の博物館や大学、市民団体と連携し、生きものの生息・生育に関する情報の集積を進めるとともに、それぞれが保有する生物多様性に関する情報を相互に共有するなどの工夫を図りながら、生物多様性の保全に向けた取組に活用していくことを考えております。記載につきましては、情報を相互に共有することなど、具体的な表現となるよう、御意見も踏まえ見直しました。
57	イ	海岸線の侵食や、砂の劣化に対する配慮をして頂きたい。河川改修やダムを砂を取り除くことなども必要であるし、記載していくべき。養浜だけでなく、例えば、防波堤で海岸線が削られているような場合は、改修時の配慮や撤去も必要だ。葉山の防波堤拡充では、防災上必要だという判断だが、そのせいで隣町(逗子)の海岸線が削られている。このような原因となるものについては、検討が必要だ。	1	酒匂川や相模川では、土砂環境の回復・保全を目的に、ダムや河川の堆積土砂を養浜に活用するなど、山から海までを一体と捉えた総合的な土砂管理に取り組んでおります。酒匂川では、平成25年3月に「酒匂川総合土砂管理プラン」を策定し、相模川でも、国及び山梨県と共同で平成27年11月に「相模川流砂系総合土砂管理計画」を策定したところです。なお、相模湾沿岸では、平成23年3月に策定した「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づいて、ダムや河川の堆積土砂を利用し、養浜を主体とした海岸の侵食対策に取り組んでおります。これらの取組を地域戦略素案においても、第3章の「1(6)河川・湖沼及び沿岸エリア」に位置付けるとともに、今後も、関係機関と連携して河川内の土砂環境の改善や海岸の砂浜回復に取り組んでまいります。
58	イ	生態系はモザイク状にあるので、都市では、都市生態系を主体にししながら、里山・農地生態系のモデルをつくってはどうか。山麓の里山では、一体になっているが、相模原などの都市があるので、都市エリアの生態系をモデルにしてはどうか。また、河川でも、上流・中流・下流で状況が違うので、モデルを作って示してもらえるとわかりやすいのではないかと。	2	御意見につきまして、取組を進める中で参考とさせていただきます。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
59	イ	自然共生圏や人と自然との交流拠点について 生物多様性国家戦略においても、都市と農村など生態系サービスの需給でつながる地域を「自然共生圏」として捉え、連携や交流の促進を図っていることなどから、県の骨子案にある、エリアごとの取組、エリアをまたぐ取組のほか、「エリアをつなぐ取組」として、都市エリアと里山エリアとの交流に関する取組も取り入れていただきたい。	2	エリアをつなぐ取組としましては、環境学習や里地里山の保全等の理解促進の取組など、交流に関する取組の要素を含むものと考えておりますが、今後、地域戦略を推進していく中で、御意見を参考として取組を検討してまいります。
60	イ	市域を超えた生態系のつながりと市町村間の連携について 相模川流域の市町村間の連携というような県の広域的な視点ならではの市域を超えた自然環境に対する取組など、県下の市町村間をつなぎ連携する取組なども盛り込んでいただきたい。	2	地域戦略の推進においては、市町村との連携体制を築くこととしておりますが、県内の市町村間をつなぎ連携することについても、今後の取組において参考とさせていただきます。
61	イ	P10「(4)都市エリア」の取組について、p7の各エリアの現状と課題「工 都市エリア」において記載されている「河川沿いの連続する斜面緑地」の保全に対する取組も検討してほしい。	2	地域戦略を推進していく中で、トラスト制度などによる緑地の保全や活用の取組として検討してまいります。
62	イ	9頁の「公益的機能」「管理」「適正利用」の中身を例示的に記述	1	第3章の「1(2)箱根エリア」における取組の記載に当たり、主な取組の内容などを具体的に記載し、水源の森林づくり事業の実施や二ホンジカ管理計画に基づく管理の内容、自然公園の維持管理内容の例示などを掲載しました。
63	イ	10頁の多面的機能の発揮の促進、鳥獣との棲み分けの具体的な例示。	1	第3章の「1(3)「山麓の里山エリア」における取組として、地域ぐるみの農地等保全活動への支援や地域の実情に応じた鳥獣被害対策への支援など、具体的な取組を記載しました。
64	イ	都市エリアでも山林、農地部分があり、山麓の里山エリアでも都市部分がある。河川も上流・中流・下流で状況が違うことから、これらはどうするか、政策の組み合わせモデルを作ってはどうか。	2	御意見につきまして、取組を進める中で参考とさせていただきます。
65	イ	水産資源のみでなく、海中生物についても国際的な動きの中で取り組むことが強く望まれる。	2	地域戦略では、海における対象エリアは、県としての取組の実行性などの面から沿岸域としております。 御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

意見の内訳(意見分類) ; ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分) ; 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
66	イ	9頁、地中の中の生物にも取り組むことが必要ではないか。	2	取組を進める中で参考とさせていただきます。 なお、ニホンジカによる採食の影響などで林床植生が衰退した丹沢エリアの高標高域では、土壌保全対策によって土壌動物の生息環境を含めた保全・再生を図ってまいります。 また、森林の整備などでも土壌保全等の取組を進めてまいります。
67	イ	9頁、丹沢エリアの取組方策は、従前の計画との違いは何か。	4	骨子案9頁の丹沢エリアの取組につきましては、引き続き「丹沢大山自然再生計画」と「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の取組を中心として進めてまいります。
68	イ	11頁、主な取組の新鮮味は何か、神奈川らしさは何か、支援の中身を記述。	4	骨子案11ページの「三浦半島エリア」における主な取組について記載しました。緑地や海岸などの自然環境を活かした取組などが特徴となっております。 また、「アライグマ防除対策等の推進」における支援には、市町等が実施する捕獲等の対策への技術的、財政的支援が含まれます。
69	イ	第3章3(3)取り組みの方法を明らかに。例えば、県が実施する、活動をするとところを支援する、など。	1	第3章の「3 生物多様性の保全のための行動の促進」を具体的に記載するに当たり、県が自ら実施するものや市町村等への支援を行うものなど、取組方法も含めて記載しました。
70	イ	県民の保全行動の促進をどのような手立てで働きかけるか、具体的に記載。	1	骨子案では、具体的な取組が見えにくい記載となっておりましたので、第3章「課題への取組」の記載に当たり、「生物多様性の保全のための行動の促進」として、生物多様性に関する情報サイトの整備など具体的な記載に改めました。
71	イ	環境×生物多様性×観光産業の組み合わせ。すべては資源であり、産業化を図るべきだ。	2	地形や気候、土地利用や産業構造なども含め地域特性に応じた生物多様性の保全を図っていくこととしております。 御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
72	ウ	地球温暖化を阻止、復旧するといったことについて、一言でも記載していくべきだ。(本来の気温に戻すべきとの趣旨を記載していくべき)	1	生物多様性基本法では、地球温暖化が生物多様性に深刻な影響を及ぼす恐れがあることと、生物多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを基本原則に示していることや、県では、平成21年7月に制定した「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づき、平成22年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定して地球温暖化対策に関する施策を進めていることなどから、地域戦略の推進に当っては、本県の地球温暖化対策と相互に連携しながら取組を進めていくことを記載しました。
73	イ	国の国立公園管理事務所との調整・連携について、記述すべきではないか。	1	第3章の「1(2)箱根エリアの取組」の「自然公園の適正利用の推進」の中で、国や市町との連携した取組として位置付けました。
74	イ	最近、丹沢や大山にも登山者が増えてきたような印象を受けます。こうなるとトイレや持ち込まれるゴミの管理も結構大変です。ほんの少し前まで、し尿を入れたタンクを背負って登り降りしていましたが、山中には昔ゴミを埋めていた時代もあって、埋められたままの金属がもたらす影響も懸念され、世界遺産になった富士山などでも問題の一つとなっています。 生物多様性地域戦略では、自然環境について、人間以外に目を向けていますが、こうした利用者対策に関する対策がありません。特にトイレとゴミの問題はしっかりとした対策が必要だと思います。	1	県では、丹沢大山自然再生計画に基づく取組として、山中のゴミの撤去や利用者の多い路線等での既存の浸透式トイレから環境配慮型トイレへの転換、県自然公園指導員等による巡視やボランティア団体等と連携した山のトイレマナーの普及啓発、ごみの持ち帰りの呼びかけ、美化活動などを行っており、地域戦略素案では、第3章の「1(1)丹沢エリア」の「自然公園の適正利用の推進」の取組として位置付けております。

意見の内訳(意見分類) ; ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分) ; 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
75	イ	神奈川県では、今回、環境基本計画、生物多様性地域戦略、水源環境保全・再生実行5カ年計画の骨子案を示しているが、この中には、丹沢等の山中に埋設されたゴミについて、対策を検討された様子が無い。本県に限った話ではないが、昭和時代まで、山小屋などの周辺を中心に、地面に穴を掘ってゴミを埋めるという習慣が登山ではあり、今でも埋設されたゴミが大量に存在している。県ではボランティア等の力を借り掘り出してはヘリで搬出しているが、今もって解決していない。こうした負の遺産の措置を無報酬のボランティアに頼るやり方では限界があるだろう。水源問題にも少なからぬ影響を与える問題であるのでしっかりした対策をたてていただきたい。	1	県では、丹沢大山自然再生計画に基づき、県民協働・連携事業の一環として、山中に埋設されたゴミ等の撤去を進めています。事業は、ボランティアの協力を得ながら進めていますが、ヘリコプターによる運搬や大型ゴミの撤去にかかる経費、必要な資材費等には水源環境保全税を充当しているものです。地域戦略素案では、第3章の「1(1)丹沢エリア」の「自然公園の適正利用の推進」の取組として位置付けております。
76	ウ	中井町に面積約2.5ha、湧水があり湿地を形成している自然豊かな蔵島湿生公園があり、県の保全地区指定や補助も受けているのではないかと思います。町民から見ると自然が崩されているように見えます。公園内にはデンジソウなどの植物、カワセミやダイサギなどの鳥類、池にはホトケドジョウ、カブトムシやホタルなど自然が沢山あります。3～4年前から管理体制が悪くなり、野草にとって刈ってほしいときに実行されず、刈って欲しくないときに刈られてしまい、置きっぱなしです。小さな公園は自然公園(湿生公園)にはならないのでしょうか。生物多様性を大切に、未来に向けても自然が残っている公園であってほしいと思います。	4	当該公園は県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域内にあるため、自然環境保全法第45条に基づき、自然公園と重複して指定することはできません。御意見につきましては、公園管理者にお伝えしてまいります。
77	ウ	ビジターセンターが廃止となり2つに縮小する。この戦略との整合性はあるのか。	4	ビジターセンターの廃止は、県全体での県民利用施設の見直しの中で検討し、利用者数や施設の活用状況等から判断したものです。引き続き、運営を継続する2つのビジターセンターにつきましては、自然公園の地形や動植物等の学習の場や適正で安全な自然とのふれあい等に係る情報を提供し、県民に自然環境への理解を深めていただくための場として、生物多様性の保全への寄与に努めてまいります。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
78	ウ	神奈川県では西丹沢にあるユーシンロッジについて、管理の在り方を公募しているが、これは先々のことを考えず、山奥にハコモノを作ってきた報いとも言える。民間の施設を含めるとこうした施設は丹沢山中に多くあり、一部は利用されずに放置されている。山小屋などの管理者も多くは高齢で、今後、どう維持管理されるのか不安を感じる。こうしたことこそ、行政計画の中で見通しを立てておくべきだ。地域戦略では、生態系の維持に着目しているが、丹沢山地ではこうした自然公園施設の維持管理が県にとって大きな課題の一つである点に目を向けていない。貴重な生態系であるなら、その中に自らが作った施設の管理方針は自らが示すのが当たり前だ。対応策を公募するほど問題となっているなら、地域戦略においても問題点として示されるべきだ。この計画では名称を募っているそうだが、こうした事実から目をそむけるような名称は認められない。	2	施設は、設置時の利用状況に応じて整備されてきましたが、社会情勢の変化等により利用されなくなり休止・廃止されているものがあります。 廃止された施設につきましては、自然公園内では基本的には設置者が撤去し、基の状態に復元することとなりますが、県が整備した施設でユーシンロッジのような利用可能な状態のものは、施設の有効活用を図るために利活用に関する提案募集を行っております。 また、民間で設置された山小屋の廃屋等で設置者が不明等で撤去される見込みのないものにつきましては、県民との協働事業として、団体、市町村、県で協力して撤去をしております。 なお、地域戦略素案では、自然公園施設の適切な維持管理等を通じて自然公園の適正利用を図ることとしております。
79	イ	パークレンジャーの巡視が書かれているが、レンジャーはたったの3人。賛成できない。	4	パークレンジャーのほかに、県から委嘱を受けた約200人の県自然公園指導員(ボランティア)が活動しており、相互に連携・協力して巡視やマナーの普及啓発等に取り組んでおります。 また、国立公園においては、環境省から委嘱された自然公園指導員約70人も活動しております。
80	イ	箱根エリア国立公園との棲み分け、連携との記述が必要ではないか。	1	第3章箱根エリアの取組の「自然公園の適正利用の推進」の中で、国や市町との連携した取組として位置付けました。
81	イ	施設の整備は限定的に対応する必要があるのではないかと(他国との比較)。 自然との調和は国際的にはもう限界ではないか、調和とは何か。	1	第3章の「1(2)箱根エリアの取組」の「自然公園の適正利用の推進」の取組は、施設の維持管理が中心となるため、表現と言葉を見直しました。 なお、自然公園は、優れた自然の風景地を土地の権限に関わりなく指定し、法令に基づいて工作物の新築などに対する行為規制や公園施設の整備・維持管理等を行うことにより、保護及び利用の増進を図るもので、利用に当たっては景観や動植物への影響に配慮して自然との調和を図ることとしております。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
82	イ	不法採取について、法律が揃っても取り締まる人がいなければ、実効性が伴わない。取締りではなく、それを支えるボランティアによる忠告や啓発といった仕組みの検討をお願いしたい。	1	県では、国定公園及び県立自然公園において、パークレンジャー、自然公園指導員等による巡視や、マナー遵守の呼びかけを行っており、地域戦略素案においても、第3章の「1(1)丹沢エリア」及び「1(2)箱根エリア」に、自然公園の適正利用の推進として位置付け、今後とも、取組を継続してまいります。
83	イ	不法採取の禁止をする必要がある。野山、海岸でやたらにものを獲るのは問題だ。	1	不法採取に対しましては、自然公園法及び県立自然公園条例により自然公園内において一部の希少な植物の採取を規制されているほか、海岸では水産資源保護法、漁業法及び神奈川県海面漁業調整規則等による魚介類の採取に関する規制など個別の法令等による規制があります。
84	イ	植物園の拡充について、地域の固有種や代表種を保存するためにも必要である。	2	県の植物園としては、フラワーセンター大船植物園がありますが、園芸品種を中心に展示しており、地域の固有種や代表種の保存は行っておりません。 御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
85	イ	企業の取組として、緑化などに取り組む際、地域の固有種などどのようなものがあるのか、地域戦略で示されるのか。	2	県では、自然環境の維持・回復の取組として、開発行為を対象に事業者と協定を締結し、開発区域内において一定程度の緑地面積を確保していただく「みどりの協定制度」を運用しております。緑化の際の樹種として、神奈川県土に適している高木・中木・低木及び芝等を定めており、緑化の際に参考としていただくことが可能です。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
86	イ	在来種の危機的状況に主眼を当てると、いかなる種の保存に重点を置く必要があるのか、重点ターゲット施策を設定することを期待する。外来種を撲滅することの難しさを考えると、重点在来種の種の保存と保護を実施する。例えば、「ニホンタンポポをこの地域で死守する」。過年度、相模大堰 1995 年工事に着手に際して、貴重な動植物の保全として、建設地内で確認されたタコノアシについては、工事着手前に移植した、の記事あり。	2	地域戦略では、特定の種をターゲットとして保全を図るのではなく、生態系を保全するという考え方を中心に取組を設定しております。なお、一定規模の開発案件におきましては、必要性に応じて特定の希少種の保全等について指導・助言してまいります。
87	イ	P7「オ 三浦半島エリア」において、「希少種が生息・生育している里山・農地生態系」とあるが、希少種という単語がこの骨子では、この部分しか記載がない。希少種については、本市や他の市町村においても生息・生育が確認されており、希少種の保全にかかる取組も生物多様性地域戦略では重要であると考えるが、県の骨子ではどのように捉えているのか。	2	本県では、変化に富んだ地形や気候、土地利用等の状況に応じて、様々な生き物が生息・生育し、多様な生態系を構成していることから、地域戦略では、本県の実態に即した県土のエリア区分において課題と取組を整理しており、その中で希少種の保全も含めて取り組んでまいります。
88	イ	50 年以上も放置されたままの山林が相続放棄の問題も含め小田原市内のあちこちに見られる。土砂の崩壊など災害などの被害へと発展することもあり、県土の保全ということからも考えていかなければいけない。生物多様性の学術的な話とは別に、地権者には経済的な負担などもあるので、これらの山林を、県が価値あるものにしてほしい。生物多様性の視点からその価値について言及できないか。	1	森林は、野生動植物の生息・生育環境となるほか、木材生産、水源のかん養、山地災害の防止など多面的な機能を有しております。県では、水源かん養機能など森林の持つ公益的機能の発揮を目指した森林づくりや、市町村、森林所有者等による森林整備の取組への支援を行っており、地域戦略においても第 3 章の「1(1)丹沢エリア」や「1(3)山麓の里山エリア」などにおいて、地域特性に応じた森林整備の推進として位置付けております。
89	イ	スギ、ヒノキの人工林での間伐が行われているが、間伐による生態系の変化の検証をして欲しい。	1	既応の調査等によって、間伐などの森林整備を行うことで光環境が改善し下層植生が豊かになることで、森林生態系の基盤である土壌が保全され、生物多様性に寄与することが知られております。県では、水源環境保全・再生施策の施策効果の検証の一環として、平成 25 年度から人工林整備による生物の種の多様性に及ぼす効果などの調査、解析に取り組んでおります。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
90	イ	山麓の里山における野生鳥獣との棲み分けについて、耕作放棄地等が野生鳥獣の出没の原因の一つと思われるが、農地管理のための仕組、人的支援や人と野生動物を繋ぐインタープリター養成のような取組を考えることが必要ではないだろうか。また、捕獲した後の有効活用(皮や肉等、無駄にせず命をいただくこと)も大切なことである。	1	県では、農地管理のための取組として、地域住民等が主体となった里地里山の保全活動を支援しており、鳥獣被害防止柵の購入費用や維持管理の経費に活用している団体もあります。 また、鳥獣害対策に関する専門的知識を有する専門員を県内各地域に配置し、被害実態に応じて助言や指導を行っており、第3章の「1(3)山麓の里山エリア」における取組として位置付けております。 インタープリターの養成や捕獲動物の取り扱いなどにつきましては、野生動物との共存を目指した取組の中で参考とさせていただきます。
91	イ	持続可能な利用について、特に、里山の保全など、民有地が多いと思うが、県としてどのような啓発、取組がされているのか。	4	里地里山の有する多面的機能を発揮し、次世代へ継承するため、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき、土地所有者をはじめ地域住民が主体となった活動を支援するとともに、シンポジウムや子ども里地里山体験学校などを開催し、県民理解の促進に努めております。
92	イ	里山保全は、人の手が入り利用されることで保たれる環境だが、利用についてどのような形で考えているか。	1	里地里山は、農林業の生産活動や薪炭採取の場として人の手が入ることにより形成されたものであり、生物多様性の保全だけでなく、生活文化の伝承やレクリエーションの場にもなっております。こうした里地里山の機能をより一層発揮するため、第3章の「1(3)山麓の里山エリア」において、里地里山の保全等の促進を位置付け、地域住民が主体となった下草刈り等の保全活動、自然観察会や農業体験など、里地里山の資源を活用した取組を県民や企業、大学等と連携して支援してまいります。
93	イ	森林もそうですが、畑も放置すると周囲で農耕されている方に影響があるので、都市で意欲のある方とのマッチングをするなど、耕作放棄地において、農地の有効活用や人的支援など必要と思うがいかがか。	1	県では、都市に住む意欲のある方を活用した耕作放棄地の有効活用の取組として、退職して時間に余裕のある方などに耕作放棄地を復旧した農園を貸し出す中高年ホームファーマー事業や、ホームファーマーを卒業するなど一定の技術を持ち、農産物の販売に取り組む意欲のある方に耕作放棄地を復旧した農地を貸し付けるかながわ農業サポーター事業を実施しており、引き続き、農地の有効活用に努めてまいります。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
94	イ	p13「3(2)多様な主体による取組の促進」において「商品・サービスのCO <sub>2</sub> の見える化の推進」を削除、または、序章において「地球温暖化が生物多様性に悪影響を与えている」旨を記述していただきたい。	1	第2章において、地球温暖化と生物多様性の関係について記載するとともに、個別の対策は神奈川県地球温暖化対策計画に委ねる旨を記載するなど記述を修正いたしました。
95	イ	13頁の情報発信の事例、取組例の肉付けをして欲しい。	1	骨子案では、具体的な取組が見えにくい記載となっておりましたので、第3章「課題への取組」の記載に当たり、「3 生物多様性の保全のための行動の促進」として、生物多様性に関する情報サイトの整備など具体的な記載に改めました。
96	ア	3 生物多様性の保全のための行動の促進(2)多様な主体による取組の促進の中で、商品・サービスのCO <sub>2</sub> の見える化の推進が取組例として挙げられているが、生物多様性の保全のための行動になるのか。地球が温暖化したところで生物の位相が変わるだけで、生物多様性が変化するわけではなく、今、現在、生活している一部の生物にとって都合が悪い現象だというだけで生物の多様性を損なうものではない。地球温暖化が生物多様性を損なうのではなく、人類という特定種に限られた資源を食いつぶしていることこそが本質的な問題であり、生物多様性が地球温暖化によって損なわれるというのは問題のすり替えだ。	4	地球温暖化による生態系への影響につきましては、生物多様性基本法や国家戦略においても認識されております。 県民一人ひとりの行動を促すことで生物多様性の保全とともに、地球温暖化防止にも寄与することから、県の「神奈川県地球温暖化対策計画」の取組との相互連携をしながら、地域戦略の着実な推進を図ってまいります。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
97	イ	私有林について、高齢化が進んでいて手が足りないという声を聞きます。ボランティアによる森林保全の活動は無償で行われているが、有償ボランティアや保険の適用などがあっていい。計画だけでなく、現場でどうなのかという配慮について考えて欲しい。	1	県では、県民による森林ボランティア活動について、公益財団法人かながわトラストみどり財団を通じて補助・支援を行うなど、県民の皆様の参加・協力をいただきながら森林づくりを進めています。その活動の中では、財団が一括して参加者のボランティア保険の加入事務を行っております。また、水源環境保全・再生市民事業支援補助金として、一定の要件を満たす市民団体の活動に対し、活動のための鋸や鎌、チェーンソー等の燃料代、傷害保険料等、活動費の補助を行っております。さらに、林業の担い手の確保・育成を進めるため「かながわ森林塾」を開校し、新規就労希望者から既就労者まで、様々な技術レベルに応じた研修を行ってきた結果、徐々に林業就労者の若返りが進みつつあります。これらの取組については、引き続き推進していきたいと考えております。
98	イ	一通り記載されているとは思ったが、実際の取組までに障害となることや、いつから取り組まれていくのか、具体的な実効性についてイメージが十分に掴めない。いろいろな地域でNPOの方や企業など、局地的に、思いがあって取組が始められているが、今までこういった取組がなかったこともあり、市町村の認識も薄く、支援に結びつかないこともあったので、これからどう進めていくのか補足いただきたい。	1	第3章の「3(2)多様な主体による取組の促進」として、企業、活動団体、市町村などにおける先進的な取組事例の紹介や、保全活動に取り組む主体の相互協力、交流等を支援することなどを位置付けました。
99	イ	一般の県民や企業が取り組むべき具体的な活動を明確にしていきたいと思えます。そうしないと、推進に繋がらないのではないのでしょうか。	2	生物多様性の保全のための行動の促進に向けた取組として、県民、企業等による生物多様性への配慮や保全活動の取組事例に関する情報を収集・提供することなど通じて、様々な主体による取組を促進していくこととしておりますが、戦略の推進に当って、県民や企業の保全行動を促進する手法について、御意見を参考にさらに検討してまいります。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
100	イ	p13「3(2)多様な主体による取組の促進」において、「県民、企業、市町村等が企画する研修会等の支援」とあるが、地域団体や市町村等が行う生物多様性に関する保全活動等への支援などの取組も追加・検討いただきたい。 (地域に根ざした保全活動など、地域特性や地域住民に対応した取組を実施する地域団体や市町村等に対して県の連携や支援などを盛り込むことで、生物多様性の取組が県全域に広がることを期待しているため。里地里山の保全のような仕組みの拡大など。)	1	地域における活動団体も取組を推進する上で重要な主体と考えられることから、御意見を踏まえ、団体も対象となることや事業等の相談に対する支援も行うことを明記しました。
101	イ	p10「(4)都市エリア ア取組の方向性」において、都市に残された身近な自然の保全活動を行なっている地域住民、ボランティア団体との連携や支援について検討いただきたい。 例)企業のCSR活動との連携 学生ボランティア等の受け入れ態勢の構築 保全エリアの制度的な担保 ・生物多様性保全・再生区域等の指定 ・活動団体への人的支援、財政支援	2	地域戦略を推進する中で、かながわのナショナル・トラスト運動や里地里山の保全等の取組において、地域住民、団体等との連携・支援を行うとともに、その手法などについても検討してまいります。
102	イ	p13「2(3)イ 農林水産業の振興における環境への配慮」に林業での配慮に関する記述も加えていただきたい。本市においても企業活動やNPOによる森林保全活動において、森林認証制度の導入が行われており、その後押しをする意味も含めて記載を検討いただきたい。	2	林業につきましては、林業における間伐等の活動そのものを、各エリアごとの取組に位置付けております。 なお、生物多様性の保全行動の促進の取組の中で、生物多様性に配慮した製品やサービスの認証制度などについて広く情報提供していくこととしており、その中で、森林認証制度についての情報提供も行っていきたいと考えております。
103	イ	企業などが生物多様性の保全のための行動が行われるよう、情報収集・発信することについて、現状では、企業活動の一つとしてカブトムシ、アマモ、ピオトープ、緑化などの事例が見られるが、将来的には、企業の本来業務への取組(生物多様性に配慮した製品づくり、製品評価手法の導入など)に向かうような記述が欲しい。	2	生物多様性の保全のための行動の促進に向けた取組として、企業等による生物多様性への配慮や保全活動に関する情報提供などを通じて相互協力、交流等を支援するとともに、企業等が行う研修会等への講師派遣などにも取り組むこととしております。 こうした取組などを通じて、本来業務を含め企業の生物多様性の保全行動の促進を図ってまいります。

意見の内訳(意見分類) ; ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分) ; 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
104	イ	生物多様性の保全については、締約国会議の中で、産業界の協力なくしては保全が難しいとの新たな認識から、産業界の取組の必要性が前面に出されてきました。それを受けて、環境省や経団連では取組が活発化し、多くの県内企業では、生物多様性への関わりについて強い関心を持っています。併せて、ISO14001でも生物多様性の保全への取組がより重視されてきた状況にあります。今回の生物多様性地域戦略骨子案の中には、産業界の関わりや役割についての意識がほとんど見られません。是非、項目だしの検討をお願いします。	2	企業における生物多様性に配慮した様々な取組が見られるようになっており、地域や消費者への波及・相乗効果など、その果たす役割も大きくなっております。地域戦略の推進に当っては、御意見の趣旨も参考に、企業における生物多様性保全行動の促進や企業等との連携を図ってまいります。
105	イ	私ども企業においては、経団連の生物多様性宣言(行動指針とその手引き)、環境省の生物多様性民間参画ガイドラインに基づいて取組内容を検討しました。その結果、省資源・省エネ活動、環境汚染の予防活動、地域貢献活動などの推進に落ち着きました。	2	生物多様性の保全のための行動の促進に向けた取組として、企業等による生物多様性への配慮や保全活動に関する情報提供などを通じて相互協力、交流等を支援するとともに、企業等が行う研修会等への講師派遣などにも取り組むこととしております。御意見は、こうした取組を推進するに当たっての参考とさせていただきます。
106	イ	特に企業においてはそれぞれ固有な状況で活動しています。ゆえに企業の活動は画一的にくらず、企業の規模、立地状況、商品構成、近隣利害関係者のニーズなどを勘案し持続可能な活動を選定するような考え方をすべきと考えます。	2	生物多様性の保全のための行動の促進に向けた取組として、企業等による生物多様性への配慮や保全活動に関する情報提供などを通じて相互協力、交流等を支援するとともに、企業等が行う研修会等への講師派遣などにも取り組むこととしております。御意見は、こうした取組を推進するに当たっての参考とさせていただきます。
107	イ	事業者としての生物多様性への取組はどのようにすればよいのでしょうか。大企業では植林やピオトープ等を実施しているようですが、資金の無い中小企業での取組みはどのようにすべきなのでしょうか。ガイドライン等を示して頂けると良いのですが。	2	生物多様性の保全のための行動の促進に向けた取組として、企業等による生物多様性への配慮や保全活動に関する情報提供などを通じて相互協力、交流等を支援するとともに、企業等が行う研修会等への講師派遣などにも取り組むこととしております。御意見は、こうした取組を通じて、企業における生物多様性の保全のための行動を促進するに当たっての参考とさせていただきます。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
108	イ	企業の取組を見ていると、生物多様性と都市緑化を混同されているのではないかと思うがいかがが。	2	都市緑化の取組は、生きものの生息・生育環境を提供するとともに、移動や交流を助けるエコロジカルネットワークの形成に寄与し、生物多様性に資する取組となります。 地域戦略素案では、生物多様性の保全のための行動の促進に向けた取組として、企業等による生物多様性への配慮や保全活動に関する情報提供などを通じて相互協力、交流等を支援するとともに、企業等が行う研修会等への講師派遣などにも取り組むこととしております。 御意見は、こうした取組を推進するに当たっての参考とさせていただきます。
109	イ	生物多様性の保全の基盤となる情報収集と発信について、環境教育・学習の推進について、県民はもちろんだが、企業は適切な貢献活動をして欲しい。(例)ケナフを植えて、紙を作る活動する企業など(外来植物が与える影響を理解することが先)	2	生物多様性の保全のための行動の促進に向けた取組として、企業等による生物多様性への配慮や保全活動に関する情報提供などを通じて相互協力、交流等を支援するとともに、企業等が行う研修会等への講師派遣などにも取り組むこととしております。 御意見は、こうした取組を推進するに当たっての参考とさせていただきます。
110	イ	生物多様性は、短期的な利益をもたらすものではないので、市民、企業、地域が重要になる。特に企業では、ISO14001が改正され、生物多様性について示されていることから、企業に協力を求めていくことが重要と考えるが、企業に対する要望、役割をどのように考えているか。	4	企業における生物多様性に配慮した様々な取組が見られるようになっており、地域や消費者への波及・相乗効果など、その果たす役割も大きくなっております。 企業においては、経営理念や社会貢献活動などにおいて生物多様性への配慮を視点とするなど、持続性のある取組を率先的に実行していただくことを期待しております。
111	イ	トラスト運動について、募金を募るのは大変なことと思う。企業などの大きな利益から募るなどの制度を作ってはどうか。	2	企業によるトラスト募金の仕組みはございますが、より効果的な企業への働きかけなども検討してまいります。
112	イ	環境教育・学習の推進は大切。一応は書いてあるが、子どもたちには、五感を磨くことが大事、ということ伝えるのが大事。山には危険なものがたくさんいることなども教えているが、具体的な教育として、危ないからと刃物を持たせないということではなく、指導できるスタッフの養成など検討して頂きたい。	1	第3章の「3(3)環境学習・教育の推進」の取組として、学校や地域における環境学習・教育の推進を位置付け、自然観察会などへの参加によって自然を実感していただくことはもちろん、自然観察の指導者などを対象にした研修会を実施するなど、生物多様性に関する環境教育を担う人材育成に取り組むこととしております。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
113	イ	小田原の自然海岸では、山王で保護されている区域を除いて、自然植物が絶えてしまっている。残された植物も心ない人たちによって壊され、ほぼ全滅といってよい。また、自然災害で流れ着いた廃棄物などによって植物が傷んでしまうようなこともある。これらに対する有効な取組として学校や地域社会に対する啓発や環境教育などが重要と考えるがいかがが。	1	第3章の「3(3)環境学習・教育の推進」の取組として、学校や地域における環境学習・教育の推進を位置付け、自然環境を活かした取組などを通して生物多様性に関する学習・教育を進めてまいります。
114	イ	生物多様性が豊かであると、珍しい植物もあるので、盗掘などが問題となる。きちんとした教育を受けていないということも要因となるので、教育など総合的に取り組まなければ生物多様性は保全できないと思うがいかがが。	1	第3章の「3(3)環境学習・教育の推進」の取組として、学校や地域における環境学習・教育の推進を位置付け、自然環境を活かした取組などを通して生物多様性に関する学習・教育や担い手となる人材の育成を進めてまいります。
115	イ	シカやサルの管理とありますが、人間が野生生物を管理することは果たして可能でしょうか。管理とは殺すことです。できれば、殺さないで、共存を図れないでしょうか。今まで、自然の摂理で減んだり大量発生したりを繰り返しているのです。人間が全て管理するというのは、人間の驕りのような気がするのです。	2	ニホンジカ・ニホンザルの管理においては、地域個体群の維持を図りつつ、被害等の軽減・防止を図るため、捕獲による個体数調整、森林整備等を通じた生息環境整備、防護柵による被害防除対策を実施するとともに、生息状況等のモニタリングを行って対策を見直すこととしております。
116	イ	神奈川県では、野生鳥獣との棲み分けを新たな計画で取り組むそうだが、シカやイノシシあるいはサルによる農業への被害は甚大で、こうした問題からシカやサルの管理計画を作っているはずだ。少なくともシカやイノシシ、サルの農業被害については、毎年環境白書などでも発表していることから、きちんと目標を立てて被害軽減の取組を進めるべきだ。	2	県では、人と鳥獣の棲み分けにより野生鳥獣との軋轢を軽減していくため、地域が主体的に行う捕獲や防護柵の設置などの取組を支援しています。 また、ニホンジカ・ニホンザルにつきましては管理計画を策定し、地域個体群の維持と被害等の防止・軽減を図るため、個体数調整などの各種対策とモニタリングによる計画見直しを行っています。 地域戦略では、これらの取組をエリアをまたぐ取組として位置付け、推進してまいります。
117	ウ	サルやシカなどの記載はあるが、イノシシやハクビシン、キジといった固有名詞も謳ってほしい。また、こういった動物は食べられるのか。さらに、捕獲したイノシシなどは山に逃がしているが、それはどうかとも思う。こういった鳥獣の保管管理する施設の設置なども考えて欲しい。	2	イノシシ等の鳥獣については、種ごとに固有名詞を記載することはありませんが、「野生鳥獣との棲み分け」の中に位置づけており、捕獲や防護柵の設置など、地域主体の取組を支援してまいります。

意見の内訳(意見分類) ; ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分) ; 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
118	イ	大井町では、耕作放棄地が多く、鳥獣被害が見られます。イノシシは年間30頭くらい、最近アライグマの捕獲も報じられました。捕獲支援の取組が地域戦略に記載されていますが、野生動物がいることをエコツーリズムとして活用するとか、ジビエといった資源活用の視点で積極的な取組が考えられないものか。	2	地域が主体となって野生鳥獣を活用したエコツーリズムやジビエなどに取組もうとする場合には、必要な情報提供を行う等の支援を検討してまいりたい、と考えております。
119	イ	イノシシの農作物の被害が増加している。イノシシの対応も入れて欲しい。	1	イノシシなどの鳥獣対策につきましては、第3章の「2(1)野生鳥獣との共存を目指した取組」の「ア 野生鳥獣との棲み分け」の中に位置づけており、捕獲や防護柵の設置など、地域主体の取組を支援してまいります。
120	イ	P9の第3章1(2)ウ中 ニホンザル西湘地域個体群の「安定的な維持」の文言を「管理」の文言に変更してほしい。 (平成27年5月29日付で「ニホンザル保護管理計画」が「ニホンザル管理計画」に変更されたことに伴い、安定的な維持との文言は保護する意味合いと捉えられるため。)	3	「管理」とは、「生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と定義されており、地域個体群の維持と被害防止対策及び対策効果のモニタリングが含まれます。 ニホンザル西湘地域個体群については、絶滅の恐れのある地域個体群として維持を図りつつ、深刻化している被害を軽減・防止する観点で対策を進めてまいります。
121	イ	科学というのは検証によって再現性を証明するのが最低条件だ。ニホンジカについて科学的データを用いて目標を設定して管理するとあるが、これまで神奈川県を取組はとて科学的といえない。 例えば、環境基本計画の目標ではシカの個体数の維持管理目標を1000頭以上としており、その生息頭数は5年に1回の調査結果を公開しているが、頭数の増減は正確にはわからないという。捕獲を実施した結果、どれだけ農業被害が減ったのかなども実際には届出次第で関係はない。そもそも野生動物は行政の定めた境界など関係なく移動するもので、その管理を科学的に行うなど不可能だ。野生動物を科学的に管理するなどできないことを書くのは止めるべきだ。	3	ニホンジカの管理に当たっては、生息密度などの生息状況と植生などの生息環境の両面からモニタリングを行っています。 例えば、丹沢山地内に設定した調査区画において、目視によるシカの生息密度調査や定点における植生調査などの定量的な調査を毎年度行い、シカの生息動向や管理捕獲などの事業効果の把握に努めています。 なお、丹沢全域のシカの生息数につきましては、5ヶ年の計画期間の中間にあたる2年分の生息密度調査データを用いて推計しているものです。
122	ア	県に拘らず、包括的に施策(を実施)して欲しい。例えば、ニホンジカは神奈川県のみならず、静岡県、山梨県にもまたがっている。隣県との連携及び環境省、市町村とも連携を密にすることを要望する。	1	ニホンジカやニホンザルの管理など、他都県にまたがる課題につきましても、第3章の「2(1)野生鳥獣との共存を目指した取組」の中で、隣接都県・市町村等との情報共有や連携を図りながら取組を進めてまいります。 また、取組に当たっては、環境省や林野庁など国の関係省庁とも連携してまいります。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
123	ウ	厚木市との協働事業で市内の小中学生と体験を通じて一緒に考え学ぶ機会を作る活動をしており、里山を利用したいと考えたところ、ヤマビルの問題にぶつかった。県、厚木市に相談したが解決できず、秦野市のHPで対策を確認した。生物多様性の理念は分かったが、具体的にヤマビルについては、どのような捉え方をしているのか伺いたい。子どもは、一度でも食われたらもう来なくなる。できる対策は示して頂きたい。	4	ヤマビルも生態系を構成する生きものの一つですが、丹沢山麓などで非常に増えていることについては、自然のバランスが何らかの形で大きく偏っている可能性があると考えております。 ヤマビルの被害を防ぐための対策につきましては、県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえて、吸血を防ぐ方法などについてホームページやリーフレット等による情報提供を行っております。
124	イ	神奈川県の外來種駆除の登録をしている人はほとんどいない。外來生物対策を進めていくためには、行政が対応できなくても地域で対応できる仕組みとして、外來種対策を行うボランティア登録などの個人認証の仕組みなどを作り、他からも取組が理解される制度があるとよい。	2	外來生物の防除につきましては、地域やボランティアなどの力が大きな推進力につながると考えております。 御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
125	イ	外來生物対策などに対し、ボランティア制度が有用と思うが、検討してもらえるか。	2	外來生物の防除につきましては、地域やボランティアなどの力が大きな推進力につながると考えております。 御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
126	イ	環境省が選定した「特定外來生物」の拡散を抑制するためには官・民あげての取組が必要と思います。民の取組を強化するため、生物毎の適正な駆除活動、たとえば、動物の場合、どのように捕獲し、どのように処分するかとか、植物の場合には、(結実期とそうでない場合に分け?)適切な対策について明確にしていきたいと思ひます。	1	第3章の「2(2)外來生物の監視と防除」の取組として、外來生物の分布状況について県民等の協力を得て情報収集を行うとともに、防除対策の取組事例や県民による対応が可能な外來植物等の防除方法などの情報提供を行うことを位置付けました。
127	イ	外來生物の防除ですが、侵入原因・分布拡大原因の調査、その結果から侵入の予防対策に力を入れるべきと考えます。拡大してから動いても効果があまりないこと、むやみに動物を捕獲することは命を大切にしていないように感じられます。	2	御指摘のとおり、外來生物の防除については、侵入初期の段階での対応が重要となります。特定外來生物であるアライグマについては、現在策定中である「第3次アライグマ防除実施計画」において、侵入初期の地域での生息状況の把握を強化する方向で検討をしています。 また、外來生物の侵入防止が必要であることについて、普及啓発を行ってまいります。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
128	ウ	骨子(案)では「もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物」を「外来生物」として定義されているが、今年3月に出された『外来種被害防止行動計画』(環境省、農林水産省、国土交通省)p5では、外来生物法に基づく「外来生物」だけでなく、「国内由来の外来種」も含めたものとして「外来種」という言葉を定義している。今後、神奈川県で侵略的外来種のリスト(下記)を作成することも想定される中で、『外来種被害防止行動計画』に合わせて「外来種」という言葉を使用してはどうか。 『外来種被害防止行動計画』p83には、2020年の目標として、「侵略的外来種のリストの策定自治体数：47都道府県」が掲げられている。	2	地域戦略では、国内由来の外来種を対象とした捉え方をしておらず、外来生物法における「外来生物」と「特定外来生物」との使い分けをしています。御意見につきましては、今後、地域戦略の推進において、検討してまいります。
129	イ	外来生物については、駆除することで解決が図れるとは到底思えません。もう定着してしまっているのですから、根絶は不可能です。現状を「多様性」として受け入れ、そのうえでどのようにして共存を図るか考えるべきではないでしょうか。	3	外来生物は在来生物の減少や遺伝的かく乱など生態系への脅威となる存在であり、生物多様性の保全を図る上で、外来生物と共存を図ることはできないものと考えております。 県民等と連携して情報を収集し、それぞれの外来生物の状況等に即した防除対策を実施していくことが必要と考えております。
130	イ	生物多様性ではアライグマ以外の外来生物を対応しないのか多摩川のお魚ポストのように民間任せにして大変なことになっているのにそのようなことに見向きもせず、あまりに能天気だ！	2	外来生物への対応については、アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマの防除を進めるほか、タイワンリスについては市町の取組を支援するとともに、外来植物等の防除方法などの情報提供を行うことにより地域主体の防除活動を促進するなど、状況に応じた対応を行ってまいります。
131	イ	生物多様性に影響が大きい外来種の対応を強固に実施して欲しい。アメリカザリガニ、オオハンゴンソウも対応して欲しい。	2	外来生物の監視と防除として、防除対策の取組事例や県民による対応が可能な外来植物等の防除方法などの情報提供を行うことにより、地域主体の外来生物の防除活動を促進してまいります。

意見の内訳(意見分類) ; ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分) ; 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
132	イ	外来生物による生態系の危機について、知識がない、不十分なために、無意識に外来生物を持ち込んでしまう例もあると思われる(ピオトープにザリガニ!)。生物多様性の保全を進める上で、在来種が消滅しないよう、情報を各自治体間、環境保全活動団体間で共有できるようにする。	1	第3章の「3(1)生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信」の取組として、生物多様性に関する情報サイトを整備することを位置付け、この中で外来生物に関する情報を整理し、市町村を始めとした様々な主体による取組に役立てられるよう、広く発信してまいります。
133	ウ	アライグマの生息密度を低減させるための捕獲等の防除対策を進めることに県民の一人として賛成します。	4	県民の皆さまの御協力をいただきながら、引き続き、市町村と連携して防除対策に努めてまいります。
134	イ	第3次神奈川県アライグマ防除実施計画(素案)では「最終的な目標は、全県域からの完全排除」とあり、県内の未侵入地域への拡大が懸念される事態であることを考えれば、もっと積極的な書き方になるのではないかと認識が低いので、書き直しを求める。12頁の「ウ 外来生物の監視と防除」についても同様である。	2	骨子案では、具体的な取組が見えにくい記載となっておりましたので、第3章の課題への取組について、各エリアの主な取組の内容を具体的な記載するとともに、エリアをまたぐ取組においても対策や主体を明らかとした記載に努めました。 なお、御指摘につきましては、個別の計画であるアライグマ防除実施計画で具体的に記載し、取り組んでまいります。
135	イ	外来生物に関して、県内で多くみられる特定外来生物の内、植物について、防除手法をまとめた資料(町内会や企業が自由にダウンロードできるものとして)を作成し、ホームページに掲載してほしい。	1	第3章の「2(2)外来生物の監視と防除」の取組として、防除対策の取組事例や県民による対応が可能な外来植物等の防除方法などの情報提供を行うことを位置付け、地域主体の外来生物の防除活動を促進してまいります。
136	イ	「(1)野生鳥獣との共存を目指した保護管理の推進」の中に項目として「ウ 外来生物の監視と防除」が含まれている。ニホンジカ・ニホンザルについて共存を目指すのはわかるが、防除実施計画があるアライグマについてはあてはまるのか、疑問である(結果として共存にならざるを得ない場合はあるかもしれないが)。もし、「ウ 外来生物の監視と防除」を含めるのなら、(1)のタイトルから、「共存を目指した」という部分は不要なのではないか。 「ウ 外来生物の監視と防除」の本文には、「外来植物」についても記述してあるので、「野生鳥獣」ではなく、「野生生物」とするべきではないか。	1	骨子案において、第3章の「2(1)野生鳥獣との共存を目指した保護管理の推進」の中で、「ウ 外来生物の監視と防除」としていたものを見直し、素案においては、「2(1)野生鳥獣との共存を目指した取組」とは独立した項目として、「2(2)外来生物の監視と防除」を位置付けました。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
137	ア	骨子(案)において、2つの目標が掲げられていますが、生物多様性を保全する上で在来種の存在を脅かす外来生物の防除は欠かせません。物流の発達により、日本の各地域のみならず世界各国から人・物の動きが活発化し、同時に外来生物が流入するリスクも増加しています。流入してから外来生物を駆除することが極めて困難であることは、これまでのアライグマ、タイワンリス等の駆除実績からも明らかであり、新たな外来生物が流入しないよう物流拠点、とりわけ港湾地域を多く抱える神奈川県の特徴を踏まえた水際での取組が必要です。そうした意味から、外来生物の防除を2つの目標の中に含めるのではなく、3つ目の目標として掲げてはいかがでしょうか。	2	外来生物の防除対策につきましては、地域の特徴を踏まえた生物多様性の保全のための取組として対応していくこととしております。目標として新たに掲げることはしませんが、エリアごとの生態系の課題とは別に「外来生物による生態系の危機」を独立の課題として位置づけ、また、エリアをまたぐ取組においても御意見の趣旨を踏まえ、「外来生物の監視と防除」の項目レベルを1段上げて、「(1)野生鳥獣との共存を目指した取組」とは独立した項目として位置付けるとともに、外来生物に関する情報収集・提供、地域主体の防除活動の促進も含めて取り組んでまいります。
138	ウ	アライグマについて、解説が欲しい。小学館の学習百科にある図鑑にも「クマ」の項目にも詳しい項目には記事がない。さらに、ネズミ、ヘビ、川魚との関係、夜行性であること、全部地面に足をつけて歩くこと、ほとんどの種類は、中央アメリカと南アメリカに住んでいることなどです。つまり、人間と共存できることは理解できない、外来生物で持ち込まれている状況だけです。	1	アライグマについて用語集に説明を記載いたしました。また、第3章の「2(2)外来生物の監視と防除」の取組として、アライグマ対策を進めていくとともに、「3(2)生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信」の取組として、生物多様性に関する情報サイトを整備し、アライグマを含めた外来生物に関する情報をできるだけわかりやすく発信してまいります。
139	イ	有害鳥獣の駆除について、寒川町にアライグマの防除に関する登録制度があるので参考にするとよいと思う。	2	外来生物の防除につきましては、地域の方々やボランティアなどの力が大きな推進力につながると考えております。寒川町ボランティア登録制度につきましては、取組の参考とさせていただきます。
140	イ	11頁には、アライグマが唐突に書かれていて説得力がない。どうしてアライグマだけ処分されるのか、子どもへの説明も厄介だと感じた。	1	アライグマは、繁殖力が強く農作物被害や生活被害を引き起こし、生態系への影響も懸念されている外来生物であるため、県が防除実施計画を策定し、市町村と連携して捕獲等の対策を進めています。その旨を、第2章の「1(4)外来生物による生態系の危機」の中に書き込みました。外来生物につきましては、人為的な要因で引き起こされた問題であることなど、丁寧な説明が必要と考えておりますので、第3章の「3(1)生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信」の取組として、生物多様性に関する情報サイトを整備し、アライグマを含めた外来生物に関する情報をできるだけわかりやすく発信してまいります。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
141	イ	P11 1 県土のエリアに即した取組の(5)三浦半島エリア ア取組の方向性(エ)について、台湾リスは生息域が横浜地区や湘南地区にも拡大しており、被害の拡大を防止するためには県がアライグマ同様に防除対策を進めていくべきだと考える。	2	台湾リスにつきましては、市町が実施する防除対策を技術的、財政的に支援しております。 県による防除実施計画の策定につきましては、今後、広域的観点から必要性を判断の上、必要に応じて対策を講じてまいります。
142	イ	横須賀三浦地域鳥獣対策協議会では台湾リス被害の拡大を防ぐための計画的な防除を進めるため台湾リス捕獲効率等の調査を行っています。同地域での被害は拡大しており、また、同地域の隣接市では、台湾リスの被害相談及び捕獲頭数が増加傾向にあります。 アライグマについては、横須賀三浦地区での増加時期と横浜・川崎地区、県央地区、湘南地区の捕獲数増加時期の比較から、生息分布の拡大が時系列に進んだものと捉えられますが、神奈川県アライグマ防除実施計画が平成18年に策定され、横須賀三浦地域でのアライグマの被害件数、捕獲頭数が減少している状況は同計画による効果の表れと考えられることを踏まえ、台湾リス対策は、県土エリアに即した三浦半島地域での取組を踏まえ、更に広域的な取組みとして県による防除実施計画策定を視野に入れた外来生物対策を要請します。	2	台湾リスにつきましては、市町が実施する防除対策を技術的、財政的に支援しております。 県による防除実施計画の策定につきましては、今後、広域的観点から必要性を判断の上、必要に応じて対策を講じてまいります。
143	イ	外来種を道路の法面に使わないで欲しい。近郊緑地や風致地区といった保全されている区域などでも繁茂している。	2	在来種等による法面緑化は、斜面が植物で覆われるまでに外来種による緑化と比べて時間がかかることが多く、安全性等の観点から利用できる箇所が限られます。 また、外来種を用いた緑化は道路事業以外でも行われており、在来種のみによる緑化について道路法面独自の基準等を定めることは難しいと考えております。道路法面の緑化に外来種を適用しないことについては、今後の検討課題とさせていただきます。
144	イ	酒匂川の上流には、外来植物のセイタカアワダチソウが繁茂している。早くなんとかしなければいけないと思うが、誰も手をつけず、どんどん増えており、本来の植物が消えていってしまう。県と市が協働して地域で対応していかなければならないと思うがどうか。	1	第3章の「2(2)外来生物の監視と防除」の取組として、防除対策の取組事例や県民による対応が可能な外来植物等の防除方法などの情報提供を行うことを位置付け、地域主体の防除活動を促進してまいります。 なお、県では、地元自治会等の皆様の協力も得ながら、定期的に堤防や河川管理用通路に草刈を実施するとともに維持管理に努めております。

意見の内訳(意見分類) ; ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分) ; 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
145	ウ	セイタカアワダチソウの繁殖は、神奈川県だけでなく、全国的なものである。原産である米国では、秋にちらほらと見られるだけにも関わらず、日本では大繁殖している。根には毒があり、他の植物を駆逐することや同じ種でも毒素によって牽制し合うといった学術的な話も聞いたことがある。	2	御意見は取組の参考とさせていただきます。 なお、外来植物の防除を進めるためには、地域住民等との連携が必要なため、県民等の協力を得て情報収集を行うとともに、防除対策の取組事例や県民による対応が可能な外来植物等の防除方法などの情報提供を行うことにより、地域主体の外来生物の防除活動を促進することとしております。
146	ウ	「生物多様性」については、8ページのアンケート結果が示すように、非常にわかりにくい言葉と思います。広く県民に行動を求めるのであれば、もっとわかりやすい言葉とすべきです。	3	一般になじみが薄い「生物多様性」について、地域戦略において、可能な限り分かりやすく記載するとともに、今後、地域戦略を推進する中で、生物多様性に関する情報をできるだけ分かりやすく工夫しながら発信し、県民の生物多様性への理解と保全のための行動の促進をしてまいります。
147	ウ	案を読む限り、自然環境の保全といった方が良い内容で、わざわざ生物多様性などという言葉を使う必要はないのではないかと。	3	地域戦略では、私たちの生活や事業活動があらゆる場面で生物多様性に支えられていることを踏まえ、生態系保全のための取組のほか、県民や事業者、行政などが生物多様性について理解を深め、生物多様性保全のための行動をとるための取組を位置づけており、生物多様性の保全等を進める計画として策定を進めております。
148	ウ	地域戦略では「生物多様性の保全」という言葉を多用していますが、こういう言葉は使わない方が良いと思います。 「生物多様性」という概念は遺伝的多様性も含むものですが、この概念まで含めると特段の対策がなくても多様性は保全されます。地球上の生命はむしろ過剰なほど多様性に満ちています。 ですから「生物多様性」の問題を地域的課題として捉える場合は「生態系の多様性」あるいは「種の多様性」という点に絞って用いるべきです。	3	地域戦略は、生物多様性基本法に基づいて生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として策定するものです。 このため「生物多様性の保全」は、地域戦略において目標等に直結する重要な言葉となっており、生物多様性の恵みである生態系サービスを将来の世代に引き継いでいくことが必要であると考えております。 地域戦略では、本県の変化に富んだ地形などを踏まえ、生態系の保全に着目して課題及び取組を整理しております。
149	ウ	CSR は、日本語の表現が望まれる。	1	第2章の「2(1)県民の保全行動の促進」において、「CSR(企業の社会貢献活動)」と表現の見直しをしました。
150	ウ	「駆除」という表現が用いられているが他の表現にするべきである。(環境省などは使用していないと思われる。)	1	「駆除」の表現につきましては、「防除」へと見直しをしました。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
151	ウ	8頁、1点目で、県内の行政の研究機関を挙げるのであれば、川崎、横浜の環境研究所や国(独法)の研究機関についても記載したほうがよいのではないかと。 また4行目の文章で、「多様な主体と連携しながら」と記載しているため、2点目で「大学・研究機関など」の部分は、(野鳥の会や植物会、昆虫談話会等の)各種団体も生物情報を持っている点や生物情報を集める有力な組織である点を踏まえて、これらの各種団体についても記載すべきではないかと。	1	第2章の「2(2)科学的知見の蓄積」において、「市町村の博物館や資料館、研究所、大学、市民団体など、県機関以外の機関や団体でも」様々な調査研究が行われている旨記載するなど、表現の見直しをしました。
152	ウ	「森林や河川、里山といった、・・・」に、海や止水(池)も追加すべきではないかと。	1	序章の「1(1)生態系の多様性」において、「森林や里山、河川、海といった、・・・」と表現の見直しをしました。
153	ウ	(文言の修正) “古都鎌倉では、樹林地が文化遺産とあいまって、歴史的風土を形成しています。” “古都鎌倉では、樹林地が歴史的遺産と背後の自然的環境があいまって一体となって、歴史的風土を形成しています。” 第3次鎌倉市総合計画 第3期基本計画 P48,49の内容を参考に作成	1	第2章の「1(3)各エリアの現状と課題」の「オ 三浦半島エリア」において、「歴史上、重要な文化的遺産と背後の自然環境が一体となり」と表現の見直しをしました。
154	ウ	「・・・食物連鎖を代表とするつながりを持っている状態が生物多様性です。」とあるが、「それぞれの個性と、食物連鎖を代表とするつながりが生物多様性です。」や「・・・食物連鎖を代表とするつながりを持っている状態が豊かな生物多様性です。」などとするべきではないかと。	1	序章の「1 生物多様性とは」において、「個性」と「つながり」それぞれの説明を行う形で表現の見直しをしました。
155	ウ	「生息・生育空間の場」という表現を「生息・生育の場」にすべきではないかと。	1	第2章の「1(1)本県の自然環境(生態系)」の「イ 里山・農地生態系」において、「生息・生育環境を提供」に表現の見直しをしました。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
156	ウ	「人の生活や産業活動が優先されるため、生物相は他の生態系に比べると貧弱で、人間と共存できる種が主なものです」とありますが、都市部の中でも貴重な水や緑などの自然資源が残されています。これらの場所は生き物にとって重要な生息・生育場所であり、また移動場所となっています」という意味合いの文言を追加してもらえないか。生物多様性横浜行動計画(ヨコハマbプラン)との整合性を図り、都市部に住む人も生物多様性の保全に関心を持ち、また、取組を実践してもらいたいと考えている。 都市部に残された自然環境は、都市部にとって重要であり、守っていく必要があるということをPRしたいと思っている。	1	第2章の「1(1)本県の自然環境(生態系)」の「ウ 都市生態系」において、都市の中の樹林地や公園、農地などが都市部の生きものにとって重要な生息・生育環境となっていることなどを記載するなど、表現の見直しをしました。
157	ウ	「都市エリア」項目中の「市街地の樹林地や公園」から、「市街地」を削除してください。「都市エリア」である横浜地域において、市街地以外にも樹林地があるため。	1	第2章の「1(3)各エリアの現状と課題」の「エ 都市・近郊エリア」において、「市街地」を削除しました。
158	ウ	「都市に残された自然を保全し、生物多様性の恵みを実感することが難しい都市住民等が自然とふれあい、生物多様性について学習する場として活用していくことが必要です。」自然という言葉は何を指しているのか不明瞭。 また、生物多様性の恵みを実感することは、緑地以外を含まれていない様にも思える。	2	「都市に残された自然」につきましては、「都市に残された自然環境」へと表現を見直し、県民や団体等との連携・協働による緑地や里山の保全などを進めることとして記載しました。 また、御指摘のとおり「生物多様性の恵み」は、幅広いものであり、都市エリアのみで言及することは適切ではないことから記載を削除しました。
159	ウ	『「自然と共生する世界」』ではなく『「自然と共生する」世界』にすべきではないか。「中長期目標」は「長期目標」の表記でなくてよいか。 (愛知目標では、「長期目標」と記載されていますが、環境省のホームページで「中長期目標」と記載しているものもあります。)	3	生物多様性国家戦略 2012-2020 を踏まえて記載しております。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
160	ウ	『また、交雑によって純粋な在来生物がいなくなり、遺伝的なかく乱が引き起こされることがあります。』とあるが、逆に『遺伝的なかく乱が引き起こされて、純粋な在来種がいなくなる』という表現にすべきではないか。 ・関連して、「純粋な在来生物がいなくなり」という表現は、用語集の「遺伝的なかく乱」の解説を元に「在来の遺伝子集団が消滅し」という表現に変えるべきではないか。	1	第2章の「1(4)外来生物による生態系の危機」において、「遺伝的なかく乱が引き起こされ、純粋な在来生物がいなくなることもある」と表現の見直しをしました。
161	ウ	P5「ウ 都市生態系」の記述において「人間と共存できる種」という表現に、違和感を覚えました。「都市化された環境に適応した種」などの表現が適切かと思います。ご検討ください。	1	第2章の「1(1)本県の自然環境(生態系)」の「ウ 都市生態系」において、「都市化された環境に適応した種」に表現の見直しをしました。
162	ウ	「農業の有する多面的機能の発揮の促進」など、多面的機能の説明がなく、どのような取組なのか、不明確であると感じました。	1	骨子案では、主な取組について取組名のみを記載していたため、具体的な取組が見えにくい記載となっておりましたが、地域戦略素案では、第3章の課題への取組について具体的な記載に改めるとともに、農業の有する多面的機能については、用語集に記載しました。
163	ウ	P7「エ 都市エリア」において「生物多様性の恵みを実感することが難しい都市住民」とあるが、例えば、里地里山は、地元住民にとっては当たり前の日常であり、都市部の住民のほうが、里山の景観や生態系を貴重なものと考えているなど、生物多様性の恵みを実感していないのは都市住民だけではなく、私たち一人ひとりであると考えます。 「生きものや自然とふれあう機会が少ない都市住民」としたほうが、適切であると思います。(都市住民のほうが、生物多様性について関心が高いこともあるため。)	1	第2章の「1(3)各エリアの現状と課題」の「エ 都市・近郊エリア」において、都市住民等が自然とふれあい、学習する場としての緑地等の活用を記載するにとどめる形で、表現の見直しをしました。
164	ウ	「日本は1993(平成5)年…」と書いているが、「我が国は平成5(1993)年…」と表記するのがふさわしい	3	県の総合計画である「かながわランドデザイン」、環境分野の基幹的な計画である「環境基本計画」と整合した表記としております。
165	ウ	P12の第3章2(1)イ中 「専門家や地域の関係者の合意を図りつつ」の文言を「専門家や地域の関係者の合意を図り、被害を受けている住民等の意見を配慮しつつ」の文言に変更してほしい。 (ニホンザルの管理目標等を設定する際には実際に農業被害や生活被害を受けている方の意見を反映させるべきだと思うため。)	1	第3章の「2(1)野生鳥獣との共存を目指した取組」の「イ ニホンジカ・ニホンザルの管理」において、「地域住民、関係機関、専門家などの関係者の合意を図りながら」と、言葉や表現の見直しをしました。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
166	ウ	P16 ト 特別緑地保全地区 2行目 ～市町村長が都市計画に定めるものです。 ～市町村長(10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは県知事) が都市計画に定めるものです。	1	第3章の「2(3)法令・制度等を通じた生態系の保全」の制度の活用において、10ヘクタール以上かつ2以上の市町にわたるものは県(知事)が定める旨を記載しました。
167	ウ	P17 フ 風致地区 3行目 ～市町村長が都市計画に定めるものです。 ～市町村長(10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは県知事) が都市計画に定めるものです。	1	第3章の「2(3)法令・制度等を通じた生態系の保全」の制度の活用において、10ヘクタール以上かつ2以上の市町にわたるものは県(知事)が定める旨を記載しました。
168	ウ	P18 レ 歴史的風土特別保存地区(歴史的風土保存区域) 6行目 ～都道府県知事が～ ～府県知事が～(「都道」を削除)	1	第3章の「2(3)法令・制度等を通じた生態系の保全」の制度の活用において、本県における歴史的風土特別保存地区の指定に係る記述として、県が指定する旨記載しました。
169	ウ	P3 「みどり」と生態系 7行目 ～みどり計画が有していた市町の～ ～みどり計画が有していた都道府県広域緑地計画として、市町の～	1	第1章の「1(1)生物多様性地域戦略の位置付け」において、都道府県広域緑地計画としての位置付けを記載しました。
170	ウ	3頁の最終行「行動を行うこと」が重言となっており、違和感があります。	1	第1章の「2 目標」の「生物多様性の理解と保全行動の促進」において、「行動をとる」と改めました。
171	ウ	骨子全般について、 「生態系」「自然環境(生態系)」「自然環境」「自然植生」 などの意味の似ている用語の使い分けが分かりにくいと思いました。 (一般的な用語と専門用語が混在しているため。)	2	自然植生を林床植生へと見直すなど、可能な限り言葉と表現の見直しをしましたが、御意見につきましては、地域戦略を推進していく上で、参考とさせていただきます。
172	ウ	用語に都道府県広域緑地計画とは何かを明示したほうが良いと思います。	1	「都道府県広域緑地計画」を用語集に説明を掲載しました。
173	ウ	「里山」と「里地里山」を使い分ける必要がある場合は、その違いを明記してはいかがでしょうか。	2	使い分けを明記するとかえって煩雑になることも考えられることから、違いを明記することはいたしません。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
174	ウ	最後に注釈がついていて、親切だなと思いました。 「環境保全型農業」とはどのようなものなのでしょうか。注釈があるとありがたいです。 「多自然川づくり」とは、一般的に言う言葉なのでしょうか。分かるようで分からない言葉だと思いました。 「総合的土砂管理」とは、どのようなものなのでしょうか。注釈があるとありがたいです。 注釈の「二次林」で、「陽性の樹木」「陰性の樹木」とありますが、それが何なのかが分かりませんでした。もう少しかみくだいて解説いただくとありがたいです。	1	「総合的土砂管理」につきましては、第3章の「1(6)河川・湖沼及び沿岸エリア」の「主な取組」として具体的な内容を記載しました。 また、「環境保全型農業」、「多自然川づくり」について用語集に記載するとともに、用語集の「二次林」の説明の中で、「陽性の樹木」、「陰性の樹木についての解説を加えました。
175	イ	もう少し具体的な施策を明記し、こうすればこうなる記述にして欲しい。	1	骨子案では、主な取組について取組名のみを記載していたため、具体的な取組が見えにくい記載となっておりましたが、地域戦略素案では、第3章の課題への取組について、具体的な記載に改めました。
176	ウ	外来生物という言葉を使っているが、拡大解釈や混乱が懸念されるため、適宜、「特定(外来生物)」という表現で制限をしていく必要がある。	1	記載箇所ごとに表記を精査し、適切に使い分けをしました。
177	ウ	2 地域の特性に応じた生物多様性の保全 1 項目 海に関する記述を追加すべきではないのか。	1	第1章の「2 目標」の「地域の特性に応じた生物多様性の保全」において、「東京湾・相模湾の沿岸域」を追記しました。
178	ウ	生態系の説明についてわからない。主語や言葉の使い方など明確でなく残念だ。「県土」など、県民は使わない言葉であり、県民の言葉になっていない。「多様な主体との連携・協働」などは、具体的なイメージがつかめない。	2	県の諸計画などでは「県土」の表現が一般的に使用されており、計画上、必要な言葉として使用しています。 なお、「多様な主体との連携・協働」などの抽象的な表現につきましては、できるだけ具体的な内容となるよう「県民、市民団体、企業及び市町村など」とするなど、言葉や表現の見直しをしました。
179	ウ	用語集の内容は適切であるが、できることならもっと充実することを望む	1	素案の作成に当たり、記載を充実しました。
180	ウ	外来生物による生態系の危機に「(かく乱が)引き起こされることがある」など、各フレーズとも表現が弱いのではないのか。	2	出来る限り誇張や偏りがなく、適切な表現となるように努めた記載としております。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
181	ウ	9頁、各フレーズ積極的に、速やかに等の表現が必要ではないか。勢いに欠ける。	2	出来る限り誇張や偏りがなく、適切な表現となるように努めた記載としております。
182	ウ	定義があいまいのように思います。骨子案の内容も対象が「動植物」に偏っているように見受けれます。	2	言葉の使い方につきましては、用語集への記載も含め、できる限り誤解のない表現とするよう努めております。 また、対象が動植物に偏っているとの御指摘につきましては、現在、県が取組を進めている生態系の保全が動植物を中心にとらえているということがございますが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。
183	ウ	「多様な主体との連携・協働による」は、役所言葉で、具体的に何を言おうとしているのかわからない。例えば、「市民団体や大学などと協力することによって県民が自主的に取り組む」あるいは、「既にボランティア活動などによって緑地保全や里地里山の保全と活用に取り組んでいる団体などの活動を通じて」などの表現ができないか。より具体的な記載をしなければ、県民の力を借りることは難しいと考える。	2	トラスト制度などによる多様な主体との連携については、取組が分かるよう、用語集に「トラスト制度」を掲載しました。 また、多様な主体につきましては、企業、団体、市町村といった相手方の明確化に努め、具体的な連携の手法などにつきましては、可能な限り、言葉や表現を修正しました。 御意見につきましては、地域戦略を推進していく中で、参考とさせていただきます。
184	ウ	P12「イ 緑の基本計画などによる自然環境の保全」について、破線囲み部分(緑の基本計画策定(改定)時の配慮として望まれること)は、別の資料からの引用でしょうか。ここだけ「生きもの」を「動植物」に限定しています。	1	御指摘の箇所は、国が策定している「生物多様性に配慮した技術指針」を参照して記載したものです。 地域戦略素案作成に当り、同指針に基づく部分を明記し、指針に基づき「動植物」とする箇所とそうではなく「生きもの」とすべき箇所を整理するなど、言葉や表現の見直しを行いました。
185	ウ	神奈川県では、犬猫の札処分を禁じるというが、私は、犬猫の売買を許していることこそが問題だと思う。 ミドリガメが外来種として縁日で売られていて今大繁殖しているように、殺す事もできない犬猫を売る事ができるという方が問題だ。 「殺すな」と県民に無理を強いるのではなく、「売るな」と業者を取り締まるべきだ。	3	御意見につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律」や「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例」等に基づき、動物愛護及び管理にかかわる業務として取り組むものとし、地域戦略への位置付けはしておりません。
186	ウ	野良猫が多い上、餌を与える人もおり、そこにカラスが群れて環境破壊に繋がっている。広義では外来生物という見解もあるので県で対策をしてほしい。	3	飼い主のいない猫(野良猫)への対策につきましては、地域戦略への位置付けはしておりませんが、餌を与える人へのマナーの向上など、動物愛護や生活環境の保全等の観点から、県や市町村において取り組んでおります。

意見の内訳(意見分類)； ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分)； 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
187	ウ	神奈川県では、犬猫を殺さないことにしたそうだが、生物多様性の観点からすると、望ましいことなのだろうか。 一つは都市における生態系のバランス面から、犬はとにかく猫は放し飼いで、一部は動物を捕食する。過度に増えれば生態系を破壊する。また、都市生活ではゴミを漁ったりすることもある。丹沢のシカ問題が、都市でのネコ問題を広げる可能性は大きいと思う。一定の駆除はむしろ必要ではないのか。	3	御意見につきましては、「動物の愛護及び管理に関する法律」や「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例」等に基づき、動物愛護及び管理にかかわる業務として取り組むものとし、地域戦略への位置付けはしていません。 なお、動物の愛護及び管理に関する法律は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目的としており、生物多様性の観点での規定はありません。
188	ウ	神奈川県では犬や猫の殺処分をゼロにしたそうですね。生物多様性地域戦略の名称を募っているようですが、その名称は「かながわ生類憐みの令」が良いと思います。	3	御意見につきましては、「動物の愛護及び管理に関する法律」や「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例」等に基づき、動物愛護及び管理にかかわる業務として取り組むものとし、地域戦略への位置付けはしていません。
189	ウ	神奈川県では犬や猫は殺さないという方針を立てているが、あれらの一部は明らかに外来種であり、一律に殺さないという方針は生物多様性の観点から妥当性に欠ける。生物多様性の基本的な考え方は地域の特性の応じた固有種を保護し、外来種は駆除するというもので、犬や猫も外来種は従来通り殺処分とすべきだ。飼い主が放置した外来種に別の飼い主をみつけてやるような取組はやめ、在来種だけを保護するようにすべきだ。	3	御意見につきましては、「動物の愛護及び管理に関する法律」や「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例」等に基づき、動物愛護及び管理にかかわる業務として取り組むものとし、地域戦略への位置付けはしていません。 なお、動物の愛護及び管理に関する法律においても、犬や猫を在来種、外来種に区別していません。
190	ウ	神奈川県では犬猫の不殺処分なども打ち出しているが、偏った動物愛護精神の表れではないかと思われる。野良ネコや鳩に餌を与える人がいるが、サルやクマなども人間が餌を与えたり、残飯を放置したことから人里に出没する傾向が上がっている。動物を「かわいい」「可哀そう」などという、一時的な感情で行動をとる人は、それが生活環境や生物多様性を破壊していることに気付かず、シカやイノシシなどがいかに有害であっても、感情的な反対を主張するが、犬猫の不殺の考え方に基づくように見えてならない。 犬猫の不殺に関して、生物多様性の保全に資するというなら、その理由を説明すべきであり感情的な衝動が動機なら、むしろ止めるべきだ。	3	御意見につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律」や「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例」等に基づき、動物愛護及び管理にかかわる業務として取り組むものとし、地域戦略への位置付けはしていません。 なお、動物の愛護及び管理に関する法律は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目的としており、生物多様性の観点での規定はありません。
191	ウ	地域戦略の愛称は、「かながわ・いきもの・コネクション・計画(略称：KICK)」。	2	意見募集結果も踏まえ、親しみやすい地域戦略の名称について検討してまいります。

意見の内訳(意見分類) ; ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分) ; 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
192	ウ	審議会には市民レベルの方が入っているのか。コンサルへの委託などではなく、地域の方やNPOによるデータを十分に捉えて、市民の力で作り上げることが必要。既に全国で35都道府県が地域戦略を策定している。植物データは、千葉県、神奈川県は全国的に見て充実しているようだが、環境先進県が36番目の策定では情けない。	2	地域戦略については、自然環境保全審議会のご意見を伺いながら策定を進めておりますが、同審議会には、NPOなど自然保護団体の代表などが構成員となっております。 また、地域戦略を推進していく中で、生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用について、県民参加により生物情報を把握する仕組みづくりなどに取り組んでまいります。
193	ウ	策定済みの地域戦略では、皆、キャッチフレーズがついているが、神奈川県地域戦略というようなものではなく、親しみやすいものにしてもらいたい。	2	意見募集結果も踏まえ、親しみやすい地域戦略の名称について検討してまいります。
194	ウ	誰のための計画かという視点を持ってネーミングを考えるべき。漢字の羅列でなく、例えば、かながわ生きものプランとか、わかり易い名称を考えて欲しい。	2	意見募集結果も踏まえ、親しみやすい地域戦略の名称について検討してまいります。
195	ウ	横浜市では、「生物多様性でYES」という取組を行っているが、ゴミの問題なども含めいろいろと入っていて、生物多様性が何なのかわかりにくいものになってしまう。タイトルも悪い。生物多様性は、生物多様性として分かりやすいものとして欲しい。	2	意見募集結果も踏まえ、親しみやすい地域戦略の名称について検討してまいります。
196	ウ	名称を募集するそうだが「自然環境保全計画」とかこれまでどおり「かながわみどり計画」で良いと思う。	2	意見募集結果も踏まえ、親しみやすい地域戦略の名称について検討してまいります。
197	ウ	新計画の名称は「かながわみどり計画」がよい。 やっていることに変わりが無いのに難しい名前に変える必要はない。	2	地域戦略では、これまで取り組んできた「みどり」の保全に加え、新たに沿岸域なども含めた計画としており、多様な生きものによる恵みに視野を広げた内容となっております。 地域戦略の名称につきましては、意見募集結果も踏まえ、親しみやすい地域戦略の名称について検討してまいります。
198	ウ	アライグマ対策のパブコメにはリンクが張っておらず、どこから投稿してよいかわからない。 意見募集をしているのなら、すぐに直すべきだ。	4	意見募集のホームページリンクにつきましては、御不便をおかけして、申し訳ございませんでした。 今後、県民の皆様から意見を募集する際には、リンクの漏れ等がないよう、注意してまいります。

意見の内訳(意見分類) ; ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分) ; 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
199	ウ	パブリックコメントの実施について、多くの県民は認識していない。マイナンバー制度のパブコメは0件だったということも聞いたが、PC上だけでなく、多くの県民の目に触れるよう、配慮が必要。	2	地域戦略の県民意見募集に際しては、各地域における説明会の開催、県施設等での意見募集用紙の配布、ホームページ掲載など様々な手法で広報に努め、数多くの方から御意見をいただくことができました。今後も、多くの県民に関心を持ってもらい御意見等をいただけるよう工夫してまいります。
200	ウ	意見募集期間が1ヶ月しかない。市民生活を営みながら、行政が長い期間を費やして作成した案に意見するには短すぎる。	2	御意見につきましては、今後、県民意見を募集する際に、取組の参考とさせていただきます。
201	ウ	説明会の開催について、平日の昼間の設定だが、若者の意見を取り入れていくべきだと思う。インターネットでも意見できると思うが、説明を聴いて意見するのはまた異なると思うので、夜間や土日などの開催を検討すべきと思う。	2	説明会に幅広い世代の県民や企業、市民活動団体など多くの方々に御参加いただくために、開催日時に配慮が必要であったと考えます。御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
202	ウ	今回のパブコメの対象は「骨子案」だが、「地域戦略本体」の各論についてのパブコメは何時実施するのか。検討委員会の議事録では、骨子案よりも詳しい資料に基づく討議が行われているように推察され、パブコメは検討委員会と同レベルのデータ環境下でのチェックが重要と考える。透明性を確保し、あらゆる行動主体の連携による、より良い地域戦略の構築に繋げることが必須と考えるため、各論ベースの第2回パブコメを検討してほしい。	2	地域戦略の県民意見募集につきましては、県において初めて策定する計画であり、骨子の段階で実施することが幅広くご意見をいただく上で有効であると判断し、意見募集を行いました。今後、年度内の策定に向けて改めてのパブリックコメントの手続きは予定しておりませんが、素案についての御意見をいただく期間を設けることを予定しております。
203	ウ	生物多様性は、大きな計画だと思うが、予算的な措置はどう考えているか。	4	予算措置については、地域戦略の主な取組ごとに毎年度の予算編成の中で対応してまいります。
204	ウ	信頼回復を願う学界、白紙撤回を行う政治との関係では、地方創生をメインとした地域戦略と、県民は理解しております。	4	生物多様性の保全につきましては、社会全体が必要を理解し行動することが必要と考えられるため、地域戦略は、県民、団体、企業、市町村を含む行政など様々な主体に向けて策定し、着実に推進してまいります。
205	ウ	鎌倉の歩道など歩きにくい。生きものも大切だが、人間も生物であるから大切にしたい。(戦略に盛り込むというよりも、考え方に触れて欲しい)	3	御意見をいただいた歩道の歩きにくさについては、地域戦略の対象とはしていませんが、生物多様性を保全していくことは、生態系サービスを通して人間の暮らしや産業を守り、大切にしていきたいことにつながると考えております。

意見の内訳(意見分類) ; ア 地域戦略の基本的な考え方について / イ 課題への取組について / ウ その他

意見の反映状況(反映区分) ; 1 素案に反映した(している)意見 / 2 今後の参考とする意見 / 3 素案に反映できない意見 / 4 その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
206	ウ	TPPによって地産地消の取組などに大きな影響を与えることになるが、県はどのように考えているか。	4	TPPに関しましては、今後、国の対応がどのようなものとなるのか注視して、県としての必要な対応を検討してまいります。
207	ウ	オリンピック開催に関連して、生物多様性を重視すべきではないか。	2	生物多様性への負荷を軽減する観点から、適切な土地利用調整などに、引き続き、取り組んでまいります。
208	ウ	里山の緑の保全について、なぜ、豊かな緑を切り開いてリニアの車庫をつくるのでしょうか。	4	リニア中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、国土交通大臣が東海旅客鉄道株式会社に対して建設を指示し、進められている事業です。 事業者である東海旅客鉄道株式会社は、関東車両基地の位置について、環境影響評価書の中で、「自然公園、都市公園、自然環境保全地域を回避し、環境への影響を少なく平坦地を確保できるよう位置の絞り込みを行いました。さらに、本線から回送線への分岐可能箇所が車両基地の近傍にあること、超電導リニアの線形条件を踏まえ車両基地への回送線の敷設が可能であること、できる限り住宅の密集する地域を回避することに配慮して、絞り込みを行いました。」としております。 県としては、地元相模原市と連携して、東海旅客鉄道株式会社に対して、周辺への環境影響を可能な限り低減するよう必要な措置を講じるよう、求めてまいります。
209	ア	他県と比較し、本県の特徴は何か。	4	本県は、全国で5番目に小さい面積の県土に、都市化が進展した地域がある一方で、丹沢などの山地、山麓の里山、相模川などの河川や三浦半島などが存在し、多様な生態系を有していることが特徴となっております。 地域戦略では、こうした県土の特徴を踏まえ、県土を6つのエリアに区分し、地域特性に応じた生物多様性の保全を進めていくこととしています。
210	ウ	職員を削減せず、拡充することも必要。	2	御意見につきましては、参考とさせていただきます。
211	ウ	総じて、人間も生物のひとつに過ぎないということをよく肝に銘じて、謙虚な気持ちで考えなければならないと思います。	2	地域戦略の推進に当たっては、御意見を参考に、人が将来にわたって生物多様性の恵みを楽しむことができるよう取組を推進してまいります。